

風水害等災害対策計画編

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 災害の想定	2
第5節 計画の修正	3
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節 防災の基本理念	4
第2節 重点を置くべき事項	5
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1節 実施責任	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2編 災害予防	10
第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携	11
第3節 企業防災の促進	15
第2章 水害予防対策	18
第1節 河川防災対策	18
第2節 雨水出水対策	19
第3節 浸水想定区域における対策	20
第4節 地下空間の浸水対策	22
第5節 農地防災対策	23
第6節 地盤沈下の防止	23
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	24
第3章 事故・火災等予防対策	25
第1節 道路災害対策	25
第4章 建築物等の安全化	26
第1節 交通関係施設対策	26
第2節 ライフライン関係施設対策	26
第3節 文化財保護対策	29
第4節 防災建造物整備対策	30
第5章 都市の防災性の向上	32
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	32
第2節 防災上重要な都市施設の整備	32
第3節 建築物の不燃化の促進	33

第4節	市街地の面的な整備・改善	33
第5節	公共施設の防災性向上	34
第6節	防災街区等整備対策	34
第7節	転倒・落下等防止計画	34
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	35
第7章	避難行動の促進対策	40
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	40
第2節	避難場所及び避難路の指定等	41
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	42
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	44
第5節	避難に関する意識啓発	45
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	47
第1節	避難所の指定・整備	47
第2節	要配慮者支援対策	50
第3節	帰宅困難者対策	55
第9章	広域応援・受援体制の整備	56
第1節	広域応援・受援体制の整備	56
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	57
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	57
第4節	防災活動拠点の確保等	58
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	59
第1節	防災訓練の実施	59
第2節	防災のための意識啓発・広報	61
第3節	防災のための教育	63
第11章	防災に関する調査研究の推進	65
第3編	災害応急対策	66
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	66
第1節	災害対策本部の設置・運営	66
第2節	職員の派遣要請	79
第2章	避難行動	81
第1節	気象警報等の発表、伝達	81
第2節	避難情報	87
第3節	住民等の避難誘導等	90
第4節	広域避難	94
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	95
第1節	被害状況等の収集・伝達	95
第2節	通信手段の確保	104
第3節	広報	106
第4章	応援協力・派遣要請	108

第 1 節	応援協力	108
第 2 節	応援部隊等による広域応援等	109
第 3 節	自衛隊の災害派遣	110
第 4 節	ボランティアの受入	114
第 5 節	防災活動拠点の確保	116
第 6 節	労務者、技術者等の供給	117
第 5 章	救出・救助対策	118
第 1 節	救出・救助活動	118
第 2 節	航空機の活用	119
第 6 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	121
第 1 節	医療救護	121
第 2 節	防疫・保健衛生	123
第 7 章	交通の確保・緊急輸送対策	127
第 1 節	道路交通規制等	127
第 2 節	道路施設対策	130
第 3 節	緊急輸送手段の確保	130
第 8 章	水害防除対策	133
第 1 節	水防	133
第 2 節	防災営農	135
第 9 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	136
第 1 節	避難所の開設・運営	136
第 2 節	要配慮者支援対策	140
第 3 節	帰宅困難者対策	143
第 10 章	水・食品・生活必需品等の供給	144
第 1 節	給水	144
第 2 節	食品の供給	145
第 3 節	生活必需品等の供給	148
第 11 章	地域安全対策	150
第 12 章	遺体の取扱い	151
第 1 節	遺体の搜索	151
第 2 節	遺体の処理	151
第 3 節	遺体の埋火葬	152
第 13 章	ライフライン施設等の応急対策	154
第 1 節	電力施設対策	154
第 2 節	ガス施設対策	155
第 3 節	上水道施設対策	156
第 4 節	下水道施設対策	156
第 5 節	通信施設の応急措置	156
第 6 節	郵便業務の応急措置	157
第 7 節	ライフライン施設の応急復旧	157
第 14 章	航空災害対策	158

第15章	鉄道災害対策	161
第16章	道路災害対策	163
第17章	大規模な火事災害対策	165
第18章	住宅対策	167
第1節	被災宅地の危険度判定	167
第2節	被災住宅等の調査	167
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	168
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	168
第5節	住宅の応急修理	170
第6節	障害物の除去	171
第19章	学校等における対策	172
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	172
第2節	教育施設及び教職員の確保	172
第3節	応急な教育活動についての広報	173
第4節	教科書・学用品等の給与	173
第20章	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	175
第21章	義援金品等の募集・受付・配分	176
第4編	災害復旧・復興	177
第1章	復興体制	177
第1節	復興計画等の策定	177
第2節	職員の派遣要請	177
第2章	公共施設等災害復旧対策	178
第1節	公共施設災害復旧事業	178
第2節	激甚災害の指定	179
第3節	暴力団等への対策	181
第3章	災害廃棄物処理対策	182
第4章	被災者等の生活再建等の支援	184
第1節	罹災証明書の交付等	184
第2節	被災者への経済的支援等	185
第3節	住宅等対策	188
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	189
第1節	商工業の再建支援	189
第2節	農林水産業の再建支援	189

風水害等災害対策計画編

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等に対処するため、北名古屋市の地域にかかる事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、市及び防災関係機関の相互援助のもとに所掌事務及び業務を明確にするとともに、地域住民の協力と市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画（風水害等災害対策計画）

- (1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。本計画は、風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

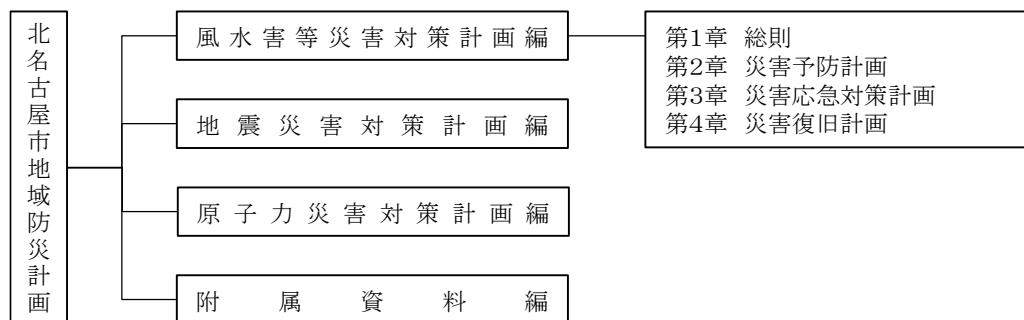
2 他の計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」及び「愛知県地域強靱化計画」を指針とするものとする。

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

《北名古屋地域防災計画の体系図》



※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

(1) 台風による災害

伊勢湾台風級の大型台風が中部地方に上陸した場合を想定

(2) 集中豪雨等異常気象による災害

平成12年9月の集中豪雨程度の降雨があった場合を想定

(3) 大規模火災・事故（航空機事故を含む。）

大火災や列車事故等、多数の死傷者が発生した場合等を想定

《参考》

種別 災害種別	死者	重軽傷者	全半壊 (焼)	床上浸水	床下浸水
伊勢湾台風	5人	22人	284戸	0	221戸
東海豪雨	0	0	0	1,664戸	2,014戸

種別 災害種別	田畑冠水	道路崩壊	橋りょう流失	堤防決壊	被害発生期日
伊勢湾台風	93ha	5箇所	1箇所	4箇所	S. 34. 9. 26
東海豪雨	246.7ha	0	0	0	H. 12. 9. 11～12

※ 附属資料編 第2災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水などの災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条2に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市をはじめとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災会、ボランティア等と一体となって取組みをすすめていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興をすすめる。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地域側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地域に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、避難情報等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや市民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や市民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置づけ等による市と市民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討をすすめる等、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、及び協力諸団体等の協力を得て防災活動を実施する。

※ 附属資料編 第7参考 9行政機関等

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北名古屋市

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報
- (4) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知の伝達を受けた際に必要な措置
- (5) 避難の指示
- (6) 被災者の救助
- (7) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 水防活動及び消防活動
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急教育
- (10) 公共土木施設、農地等の防災対策並びに災害復旧
- (11) 農作物に対する応急措置
- (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備
- (13) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (14) 地下空間の浸水対策
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持
- (16) 自主防災会の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及

2 愛知県

- (1) 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達
- (2) 災害広報
- (3) 必要により避難の指示の代行
- (4) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (5) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (6) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置

- (7) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示及び調整
- (8) 被災児童・生徒等に関する応急の教育
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧のうち市の能力外の事項
- (10) 農作物に対する応急措置
- (11) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (12) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (13) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (15) 地下空間の保安確保に必要な指導、助言
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保の実施
- (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班による、被害状況の把握
- (21) 被災者生活再建支援法に基づく、被災世帯に対する支給金の支給
- (22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の伝達、及び排水調整の実施

3 愛知県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導
- (6) 人命救助
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (8) 災害時における交通秩序の保持
- (9) 警察広報
- (10) 災害時における各種犯罪の取締り
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力
- (12) 緊急輸送の確保のための車両通行の禁止・制限
- (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認

4 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）
被害調査、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんの協力
- (2) 土地改良区
各土地改良区が管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、改良若しくは廃止及び災害復旧
- (3) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区
被災者の救護活動、非常炊出し等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力
- (4) 北名古屋市消防団（水防団）
北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力、自主防災会等との連携による応急対策等
- (5) 西春日井広域事務組合
人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進
- (6) 自主防災会等
地域における被害調査、警報の伝達、情報の共有、被災者等（要配慮者）の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務への協力
- (7) 文化、厚生、社会团体
社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等の被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
- (8) 企業
災害応急措置の実施、市、県その他の防災関係機関の防災活動への積極的な協力
- (9) 金融機関
現地における災害の実情、資金の需給状況等の把握、関係機関と連絡協調による必要に応じた適切な金融上の措置
- (10) 医療機関
医療並びに助産活動及び防疫その他保健衛生活動への協力
- (11) 危険物施設の管理者
防災管理上必要な措置の実施、防災活動への協力
- (12) 公共施設の管理者その他重要な施設の管理者
防災管理上必要な施設の準備・管理、避難・誘導等の措置の実施、防災活動への協力

第2編 災害予防

災害予防は、災害の発生を未然に防止するとともに、不幸にして災害が発生した場合においてもその被害を最小限にするため極めて重要である。

このため、防災に関する組織の整備、物資及び機材の備蓄整備、その他災害応急対策の支障となるべき状態等の改善について計画する。

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、市民、事業者、自主防災会、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の努力に努めることとする。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、市民、事業者、自主防災会等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

(1) 市の防災活動の推進

本市はたびたび水害に見舞われているほか、平成20年6月30日には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく都市浸水想定区域に含まれる等の状況にある。そのため、市は下水道と河川の一体的な整備等のハード面での対策のみならず、災害情報の伝達方法や避難誘導の習熟に努めるとともに、地下空間の管理者等と協力して災害が発生した場合の迅速な避難を確保する等、予防対策の推進を図る。

また、市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(2) 市民及び事業者による地区内の防災活動

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。市民の責務は次の事項である。

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」を基本とし、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者の救助や避難行動要支援者の支援、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

第2節 自主防災会・消防団・ボランティア・NPOとの連携

1 基本方針

災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から市民による自主防災会を設けて、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所等による自主防災会の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、県及び市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から

自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。さらに、市は、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防団の整備、育成に努める。

自主防災会等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援をすすめるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。被災時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティア及び防災活動・防災救援活動の分野で協力が可能なNPOとの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

2 対策

(1) 自主防災会

ア 自主防災会の設置・育成

市は、地域の実情に応じた防災活動の実施に向け、自主防災会を設置し、育成を積極的に支援する。

また、自主防災会の事業に対し「北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱」による助成をするとともに、自主防災会が地域ごとに実施する研修会の開催、初期消火、救出、救護、避難等の訓練を支援し、効果的な防災活動の促進を図る。

※ 附属資料編 第7参考 7北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

イ 自主防災会と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災会がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市等、防災関係機関相互と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、必要な事業の実施及び支援、指導に努める。

なお、必要によりネットワーク化の取組みに対し必要な支援を県に要請する。

(2) 消防団

市は、消防団の育成及び消防施設等の整備を積極的に推進する。

消防団は、初期消火、救出、救護、避難等、地域防災力の充実強化に努める。

この際、市や自主防災会等と連携を図り、より効果的な防災体制を整備する。

(3) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、独自に防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える等、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(4) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織等などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る。

(5) 自主防災会の活動

自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 地域内の要配慮者の把握

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難勧告等の伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

自主防災会は、市民が所有及び管理する救助用の資機材等をあらかじめ把握しておき、発災時に資機材が不足した場合は、市の要請に応じて市民が所有及び管理する資機材を貸し出す。

(6) 災害時看護職等ボランティアの登録

市は、被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める。

(7) ボランティア活動に対する体制の整備と支援

ア ボランティアの受入体制の整備

- (ア) 市は、災害対策本部にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。(県は広域ボランティア支援本部を設置)なお、災害ボランティアセンターの運営は、北名古屋市社会福祉協議会に要請する。
- (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは県の広域ボランティア支援本部と調整をしつつボランティアの受入れを行う。
- (エ) 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、協力団体との意見交換に努める。
- (オ) 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの派遣を要請し、その確保に努める。

このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努める、とともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させる。

ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運用できるよう、平常時から、「ボランティアの受け入れ体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進するとしている。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

※ 附属資料編 第7参考 7北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

(8) ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりをすすめるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において

は、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動を行うように努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 基本方針

(1) 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させることが社会全般の復旧・復興に不可欠である。

(2) 企業防災の促進

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 対策

(1) 企業の取組み

企業が災害時に果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ア 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立ち入り禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

ウ 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

エ 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(2) 企業防災の促進のための取組み

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

ア 事業継続計画（BCP）の策定促進

(ア) 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発する。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(イ) 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 事業者の責務

事業者は、災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害

時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めなければならない。

第2章 水害予防対策

第1節 河川防災対策

1 基本方針

市は、洪水等による被害を最小限度になるよう、平素から河川の状況の把握に努め県等の河川管理者との連携を密にしつつ、河川管理者による必要な河川維持修繕、河川改良等の改修事業の推進を図る。

2 対策

(1) 流域水害対策

近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等で、治水安全度が著しく低下した河川について、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、特に対策の急がれる特定の河川を対象にした総合的な流域水害対策を促進する。

(2) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(3) 河川情報の提供

水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像の提供を県から受け、活用するとともに、市は主要河川に防災カメラを設置し、状況の把握を行う。また、市民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、洪水により甚大な被害を生じるおそれのある河川での洪水予報等のインターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。さらに、県等の想定浸水情報の提供を活用し、洪水ハザードマップを作成する。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知する。

(5) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、県が開催する洪水予報連絡会等に参加すると共に、水害の軽減に努める。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県又は国が設立する水防災協議会に参加し、流域内の関係市町村、气象台等とともに

に氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

3 関連調整事項

(1) 重要水防箇所の実態を把握

重要水防箇所の実態を把握するとともに、特に慢性的、持続的な破壊作用（河床変動、排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 下水道事業・農地排水改良事業との調整

総合排水的見地より下水道事業・農地排水改良事業との調整を行う。

(3) 堤防及び附属施設の管理の徹底

堤防及び附属施設の管理の徹底について管理者と調整する。

※ 附属資料編 第1 北名古屋市の特質と災害要因 4 市内の一級河川

(4) 防災カメラの整備・活用

主要河川（新川・五条川・鴨田川・水場川）に防災カメラを整備し、活用を図る。

第2節 雨水出水対策

1 基本方針

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

2 対策

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、公共下水道事業又は都市下水路事業により、雨水管渠、雨水排水ポンプ場、雨水貯留施設等の整備を図り、浸水被害の未然防止に努める。

3 関連調整事項

(1) 慢性的排水不良地域の実態調査

過去の浸水状況等を参考のうえ、慢性的排水不良地域の実態を調査把握し、可能な範囲で対策を講ずる。

(2) 側溝・排水路・中小河川等相互の調整

側溝・排水路・中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。

(3) 下水道管理者の措置

下水道管理者（市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等 (1) 雨水排水ポンプ場等

第3節 浸水想定区域における対策

1 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、ウの施設については所有者又は管理者から申出があった場合に限る。）

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む））でその利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- (5) (4)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

2 ハザートマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザートマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に

努める。

3 要配慮者利用施設避難確保計画作成の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の

確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 地下空間の浸水対策

1 基本方針

ビル地下室等の地下空間において、豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防ぐための対策を定める。

2 対策

(1) 地下空間の実態調査の実施

市は、地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるように各機関の立場から実態調査を行い、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

ア 危険性の実態の周知

市及び地下空間の管理者等は、豪雨及び洪水時又は雨水出水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について周知する。

イ 浸水実績の公表

市は浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表する。

ウ 浸水予測区域の公表

市は地下空間の管理者及び利用者が、当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域等をハザードマップ等により公表し周知する。

(3) 洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

浸水想定区域内の地下空間で当該施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、市民への周知を図る。

(4) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。

特に、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下空間の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

なお、地下空間の管理者は、浸水被害を想定した訓練の実施に努める。

(5) 地下施設への流入防止等の浸水被害の軽減

ア 浸水防止施設設置の促進

市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、必要に応じて浸水防止施設等の具体的事例等の情報を民間事業者等に提供する。

イ 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が進むことにより災害が発生するおそれのある地区に、河川事業と連携した浸水対策に努める。

第5節 農地防災対策

1 基本方針

農地及び農業用施設の災害による被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 対策

自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等による農地、河川堤防等の被害を防ぐため、用排水施設整備事業として管理者と調整しつつ、樋門、水路等の維持管理及び改修を実施する。

第6節 地盤沈下の防止

1 基本方針

地盤沈下による、浸水被害の拡大を防止するため、地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取の状況や市内の地盤沈下の状況を把握するとともに、県が実施する調査・観測結果を参考に防止施策等の措置を検討する。

2 実態調査

県が実施する一級水準測量や地下水位の変化等の調査・観測結果を参考に市内の揚水規制区域の調査を実施するとともに予防対策を検討する。

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会に協力し、土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会に参加させ、判定士の養成・登録に努める。

また、市は県とともに地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第3章 事故・火災等予防対策

第1節 道路災害対策

1 基本方針

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）を未然に防止する。

2 対策

- (1) 大規模道路災害に対処できるような救急救助用資機材の整備
- (2) 大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練の実施

第4章 建築物等の安全化

第1節 交通関係施設対策

1 基本方針

災害時における交通の確保と安全を図るため、各種施設の整備を推進する。

2 道路

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整しつつ推進する。

3 鉄道

(1) 鉄道の高架化

平面式の鉄道は、踏切による交通渋滞の原因となり、交通渋滞を招くだけでなく、災害時の避難や緊急物資等の輸送にも支障を生じさせるおそれがあるため、鉄道の高架化を推進する。

(2) 施設の防災構造化

大雨による浸水、あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施機関である名古屋鉄道株式会社に要請する。

(3) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、自動制御装置の設置等、安全施設整備事業の推進を名古屋鉄道株式会社に要請する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 基本方針

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、ライフライン施設の管理者は浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備に努める。

2 電力施設

- (1) 主な実施機関
中部電力パワーグリッド株式会社
- (2) 要請内容
 - ア 発電変電設備の被害防止対策を講ずるよう要請する。
 - イ 送電設備の被害防止対策として、特に破損・飛散しやすい送電設備周辺の工事用防護ネット等の補強又は一時撤去について各施設管理者への協力依頼に努める。
- (3) 体制面の対策
 - ア 保安の確保
設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るよう要請する。
 - イ 資機材等の確保
災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立するよう要請する。
 - (ア) 応急復旧用資機材及び車両
 - (イ) 食料その他の物資

3 ガス施設

- (1) 主な実施機関
東邦ガス等ガス事業者
- (2) 要請内容
 - ア ガス供給設備の風水害対策
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等の巡回点検等による対策の実施を要請する。
 - イ ガス事故対策
ガス事故を予防するための、ガス工作物の技術上の基準等に基づくガス遮断装置の設置、導管防護措置及び、他工事に係わる導管事故防止措置等を徹底するとともに、供給所の防消火設備の設置、架管・地区整圧器等の耐火性の確保についても徹底するよう要請する。
 - ウ 防災業務設備の整備及び災害対策用資機材等の確保及び整備を要請する。

4 一般通信施設

- (1) 基本方針
通信事業者に対し、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害予防対策を徹底するよう要請する。
- (2) 主な実施機関
通信事業者
- (3) 要請内容
 - ア 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高める等、防

災構造化をすすめる。

イ 主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

ウ 災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

エ 定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

オ 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

5 水道施設

(1) 基本方針

市民生活に欠くことができない生活水及び飲料水等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、供給を継続あるいは早期復旧のための防災対策の整備に努めるよう要請する。

(2) 主な実施機関

北名古屋水道企業団

名古屋市上下水道局

(3) 要請内容

ア 保安の確保

取水、導水、配水施設の強化を図り、平常時から機能について点検、整備を実施し、防災対策上、十分な安全確保に努める。

イ 非常用水源の確保

災害時に利用できる水源として、安全性を考慮した施設の設置を検討し、非常用水の確保に努める。

ウ 電力の確保

災害時に水道施設の運転に係る電力を確保することは非常に重要であるため、主要施設における自家発電装置の整備を推進する。

6 下水道施設

下水道管理者（市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第3節 文化財保護対策

1 予想される被害状況等

建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想される。

2 基本方針

市は、災害発生時の文化財被害を的確に予測し、保存・管理の徹底を図るため所有者と連携のうえ、適切な措置を講ずる。

3 対策

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 必要により適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (5) 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。
- (6) 可能であれば文化財の一時避難を計画する。
- (7) 市指定の文化財に関しては、「文化財レスキュー台帳」により、常に文化財の保存（保管）状況を掌握するとともに、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ、必要に応じて所有者（管理者）を指導する。

- ◎ 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
- ◎ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- ◎ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消化方法他特別な設備等、その他）
- ◎ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (8) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を活用して、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (9) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供等、文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

※ 附属資料編 第6その他 1市内の文化財（国・県指定）

第4節 防災建築物整備対策

1 基本方針

建築物の不燃化及び防水対策を推進し、安全な都市環境の実現を期する。

2 対策

- (1) 公共建築物の不燃化
庁舎、学校等の公共建築物の不燃化を図る。
- (2) 耐震化建築物の資金融資
耐震化建築物の建設を促進するため、関係機関の行う資金融資について啓発する。
- (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点等の防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して必要な浸水対策等を促進する。
- (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設及び改築に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。
- (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から保護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能、耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を推進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (6) 学校等及び保育園等における施設・設備等の点検及び整備
学校等及び保育園等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等についてはあらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (7) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等及び保育園等にあつては、それ

らの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5章 都市の防災性の向上

基本方針

都市計画マスタープラン等との整合を踏まえ、防災上必要な地域には、土地区画整理事業等による面的整備を基本とし、安全で安心な市街地形成を図るとともに道路等の都市施設整備においても防災に重点をおいた施設整備を推進する。

関連調整事項

都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性質等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

都市計画区域マスタープランや総合計画との整合を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しにあわせ、都市の防災性の向上に関する方針等を示し、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 都市における道路の整備・改修

都市内の道路は延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、地震や大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市における公園等の整備・改修

都市における災害時の安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備・改修することが必要である。

特に、公園・広場等は救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、公園・広場の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、これらの機能は都市公園整備計画・緑の基本計画の中でも、環境保全、レクリエーション機能とともに効果的となる配置に努める。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、市民の健康で安全な生活環境を確

保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は積極的に保全していく。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

2 建築物の不燃対策

県により、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(1) 建築基準法の防火規制

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延床面積1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路、公園等の公共施設が整備されるとともに、建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性能の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

第5節 公共施設の防災性向上

大規模災害の発生に備え、施設管理者は、施設の新築・改修等に当たっては、耐震性の確保やバリアフリー化のほか、食料や資機材等の備蓄に努める。

第6節 防災街区等整備対策

1 基本方針

中心市街地において市街地再開発事業等を行う場合は、火災や風水害等の防災面に重点をおいて検討する。

2 対策

(1) 市街地再開発事業

公共施設整備が十分でなかったり、災害の危険性が高い中心市街地で、駅前等の街区については、市街地再開発事業を推進し、災害の防止を図るとともに、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業を実施する場合は、できるだけその周辺を含めた土地区画整理事業との合併施行を推進し、防災面にも配慮した良好な市街地形成に努める。

第7節 転倒・落下等防止計画

1 基本方針

老朽化した看板及び自動販売機等が、風水害時に落下、飛散及び転倒により大きな被害を発生させることを、平素の対策により未然に防止する。

2 対策

(1) 転倒・落下物の予防

屋外の看板設置者や自動販売機の設置者に対して予防措置の啓発を行う。

(2) 設置者への啓発

市広報紙やパトロール調査等により、安全の確認や固定及び修理等の必要性を周知し啓発に努める。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

(1) 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、河川情報システム等の設備を利用する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 1 気象等観測施設・設備等

(2) 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設等の整備に努めるとともに、その強化を図る。特に、災害時に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプ、投光機等の整備を計画的に推進する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 2 消防団及び消防水利

(3) 通信施設・設備等

ア 通信機能の維持対策

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市と関係機関等における情報連絡網等の整備改善に努める。また、市民の不安解消や自主的な避難等の対応のため、避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段の整備改善に努める。

さらに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源等の設置に努め通信連絡機能の維持を図ると共に、複数の通信手段を用意する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(4) 水防施設・設備等

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する備蓄倉庫を整備改善並びに点検する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等

(5) 救助施設・設備等

人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう改善並びに点検する。

また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定

し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、発災時に資機材が不足した場合は、自主防災会を通じて市民の所有する資機材を借り受けることがある。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) その他施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な措置をとる。

また、特に防災拠点施設である市役所の位置をヘリコプター等で上空から特定できるよう愛知県が建制順に従って定めた番号を屋上に標示するとともに防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検・整備等を定期的実施する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 3 建設機械等の保有及び調達

(8) 防災拠点施設屋上の番号標示

災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に実施できるように市役所等防災拠点施設の屋上に設置した番号標示の維持に努める。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (2) 屋上番号標識

(9) 発災後の業務継続に向けた取り組み

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めて

おくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

(10) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について防災交通課と男女共同参画部局が連携して明確化しておくよう努める。

(11) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(12) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

イ 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見

直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 必要物資の確保対策

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の提供のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援者避難を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮し、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(1) 飲料水の確保体制の整備

市は、県、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法等を定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

ア 給水車等の整備

イ 給水用資機材の整備

ウ 相互応援体制の整備

市で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村と協定を締結する等、相互応援体制の整備に努める。

(2) 食品及び生活必需品の確保

市をはじめ各防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保又は備蓄倉庫の整備に努める。

また、市は、災害救助法に基づき、北名古屋市災害流通ネットワーク「災害時における物資調達に関する協定書」の協定業者に応急的な食料品を確保するための体制を要請する。

ア 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

イ 主食及び副食の確保

市は、乾パン等の主食とともに野菜等の副食を、自ら確保又は関係機関か

ら調達する。

また、県のあっせんにより関係機関の支援を受ける。

ウ 生活必需品の確保

市は、量の確保が困難なときは、県あるいは協定締結自治体や企業等へ援助要請をする。

主な生活必需品は、次のとおりである。

- (ア) 毛布
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）
- (エ) 炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）
- (オ) 光熱用品（L P ガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）
- (カ) 医薬品等（救急セット）
- (キ) 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- (ク) 簡易トイレ

エ 要配慮者等への対応

市は、要配慮者や乳幼児、アレルギー疾患に対応した食品等の確保に努める。

(3) 必需物資の確保のための支援が期待される関係機関

ア 東海農政局

乾パン、生鮮食料品

イ 中部経済産業局

生活必需品（医薬品等を除く。）

ウ 日本赤十字社愛知県支部

毛布、日用品等

エ 一般社団法人愛知県L P ガス協会

簡易ガスコンロ、カセットガスボンベ

第7章 避難行動の促進対策

基本方針

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市や自主防災会等は、ハザードマップ等を活用し、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

市民はハザードマップ等を活用し、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等についてあらかじめ確認するよう努める。

主な実施機関

北名古屋市

学校、病院等防災上重要な施設の管理者

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 情報伝達体制の整備

気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市地域防災計画の動員計画による連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象情報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2節 避難場所及び避難路の指定等

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定避難所及び指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

1 避難場所の確保

指定避難所は、一時避難所と長期避難所、指定緊急避難場所は一時避難場所と広域避難場所に区分し、確保する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

ア 指定避難所

(ア) 一時避難所

一時避難所は、主として災害発生時に避難者を一時的に避難させ、保護する施設とする。

(イ) 長期避難所

長期避難所は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期におよび宿泊を要するとき避難者を避難させ、保護する施設とする。

イ 指定緊急避難場所

(ア) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

(イ) 広域避難場所

大規模な災害により、被災した住民の安全を確保できるよう、公園、広場（校庭を含む。）等の広い空気を広域避難場所として指定する。

また、平素から地域住民に周知を図るため、広域避難場所及び周辺道路に案内標識を設置し、発災後は速やかに避難できるようにしておく。

ウ その他の避難所等

発災直後においては安全の確保が第一であることから、自主防災会等は市の指定する一時避難所や指定緊急避難場所のほか、各自で避難所として取り決めた施設も利用してよいこととする。市は、自主防災会等が取り決めた避難所や避難場所を把握し、市民等の自主的な避難活動を支援するよう努める。

2 避難路の確保と交通規制計画

(1) 避難路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保しておく。

- ア 避難路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 避難所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察は次により広域避難場所及び周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- ア 広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。
- イ 広域避難場所周辺の広幅員の道路では、駐車を規制する。
- ウ 広域避難場所周辺の狭あい道路では、原則、車両通行を禁止する。
- エ 上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、河川氾濫及び高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえるとともに、いざというときに市が躊躇なく避難情報が発令できるよう具体的な区域を設定すること。
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

ア 避難の指示等を発令する基準

降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 高潮に係る避難情報

潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方气象台に助言をもとめるこ

ととする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難情報を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定避難所、指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (3) 指定避難所、指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所開放に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所、指定緊急避難場所の管理に関する事項
 - ア 指定避難所や指定緊急避難場所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車、防災行政無線、一斉メール配信システム等による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織による広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期す。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難所及び避難場所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第5節 避難に関する意識啓発

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時、雨水出水時、内水氾濫時又は高潮氾濫時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

1 指定避難所、指定緊急避難場所等の広報

市は、指定避難所や指定緊急避難場所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 指定避難所、指定緊急避難場所の名称
- (2) 指定避難所、指定緊急避難場所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所への経路
所要の箇所に標示・標札を立てておく。
- (5) 指定避難所、指定緊急避難場所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとる。

- (1) 平常時における避難のための知識

(2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

エ 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

(3) 指定避難所、指定緊急避難場所滞在中の心得

3 その他

(1) 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

(2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般凶記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(3) 市は、災害種別一般凶記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

近年の急速な高齢化、ライフスタイルの変化に伴い、災害発生時には、要配慮者が犠牲になるケースが多く、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る必要がある。

このため、市は、多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。これらの実施については、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、「北名古屋市災害時要配慮者支援対応マニュアル」に沿って行動する。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第1節 避難所の指定・整備

1 避難所等避難施設の整備の目安

人口の10%を目安とした避難者を想定し、さらに市町村相互の応援協定体制のバックアップのもとに避難所等避難施設の整備を図る。

2 避難所の配置

避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

3 指定避難所の指定

市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定することに加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、指定にあたっては、要配慮者のための福祉避難所を確保するとともに、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を指定避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難し

た場合は、その場所を新たに指定避難所として追認、登録することが必要である。

さらに、市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確しておく。

4 指定避難所における必要面積の確保

避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

《一人当たりの必要占有面積》

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3.5㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

5 指定避難所となる施設

あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

6 福祉避難所の選定

必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

7 指定に当たって

原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

8 福祉避難所の選定参考

市は、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

9 避難所が備えるべき設備・備品

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備えつけ、利用できるよう整備に努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

10 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

1.1 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援や避難所でのペット同行避難者の受入について念頭に置いた運営体制を検討するとともに、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」などを参考に平常時から防災担当部局と健康福祉部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施

するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 社会福祉施設の避難誘導

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食品や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 近隣住民の助け合い

自主防災会、自治会（町内会）、老人会、女性の会等の地域の組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には限界があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認することが大切である。

このため、要配慮者への配慮を市と自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して実施する。

3 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣住民やボランティア組織、近隣市町等との応援協力体制の確立に努める。

4 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急情報伝達システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備をすすめるとともに、

地域ぐるみの避難誘導システムのなお一層の確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。また、平時から要配慮者とその親族、近隣住民と災害時の伝達手段及び避難方法をよく話し合い、災害時に対応ができるように努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5 避難行動要支援者対策

市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について定める。

避難行動要支援者名簿の整備は以下によるものとし、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、本計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿の登録要件

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に登録する。

(7) 70歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

- (イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により認定された要介護状態区分が3以上である者
- (ロ) 身体障害手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (ハ) 療育手帳の交付を受けている者で、その程度がA判定に該当するもの
- (ニ) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者で、その程度が1級に該当するもの
- (ホ) その他市長が認める者

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の内、アの要件を満たす者について、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 氏名 |
| 2 生年月日 |
| 3 性別 |
| 4 住所又は居所 |
| 5 電話番号その他の連絡先 |
| 6 避難支援等を必要とする事由 |
| 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問等の働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(5) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を本計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について本計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (6) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

6 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

7 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 緊急避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

する。

- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 外国語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

8 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、市民への周知を図る。

9 洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時又は雨水出水時に避難する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を市から直接当該施設に伝達する。

10 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害及び土砂災害が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部署は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設

を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

1 1 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

1 2 災害派遣福祉チームの要請

市は、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を県に要請する。

第3節 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

第9章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 資料の準備

市は、災害応急対策に必要な他自治体等職員の受け入れの措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 関係機関等との調整

市は、時期に応じて、発災時に連絡や応援を要請する警察、消防、自衛隊、他市町村、県等関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続き等を定めておく。

3 民間協力者との調整

市は、時期に応じて、発災時に食品や飲料水の供給、建設機械の調達等で応援を要請する民間協力会社との協力体制の確立に努める。

また、市は、こうした協力企業に対し防災訓練等への参加を呼びかける。

4 他市町村及び民間団体等との協定の締結

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結する等、必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。

この際、広域災害を考慮し、遠距離の市町村等との協定締結も推進する。なお、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡

先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

5 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

6 物資の輸送拠点

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 緊急消防援助隊

市及び西春日井広域事務組合は、大規模災害の発生時に消防長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努める。

2 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように協力する。

3 愛知県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第4節 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、自主防災会等による防災体制を確立するとともに、市民の防災に対する意識の向上、地域間（自主防災会間）コミュニケーションの向上を図る。

第1節 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがってあらゆる機会をとらえて実働訓練等の実施を重ね、技術の練磨を図る。

その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

1 基礎訓練

(1) 水防訓練

水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘察した水防訓練を毎年、西春日井広域消防の支援を受けて、市民及び消防団員を対象として新川等の河川で実施する。

ア 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

イ 実施地域

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(2) 避難・救助訓練

避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防護活動と併せ、自主防災会各地区に単独で地域の実情に応じた訓練を実施する。

なお、学校・保育所・幼稚園等にあっては、人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施する。

(3) 通信連絡訓練

市及び県並びに防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信連絡訓練を実施する。

また、市においては、防災用携帯電話を使用した情報通信訓練も併せて実施する。

(4) 非常招集訓練（実践的シミュレーション）

市及び防災関係機関は各種災害を想定し、定期的又は必要に応じて非常配備や災害対策本部の設置、情報把握や伝達、勤務時間内外における参集等、非常配備体制下を想定した訓練を行い、防災対策に万全を期する。

2 総合訓練

市は、職員及び防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに総合防災訓練を実施する。

また、上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき実施する。

(1) 実施期間

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで年 1 回以上実施する。

(2) 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した災害応急対策を実施する。その際、参加者の判断を求める内容を盛り込むよう努める。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

3 広域応援訓練

市は、自らが被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

4 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関や自主防災会等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

また、「北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱」に基づき補助金を交付する。

5 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

6 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

7 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等及び保育園等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。
- (2) 学校等及び保育園等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市民意識の向上（地域住民に対する情報提供と防災教育の実施）

市は、防災対策は市と市民との役割分担が必要であることを市民に理解してもらうことが必要であることを認識し、映写会等の行事の開催や図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。また、市は、市民に対して防災訓練等への参加を促すことで、災害に対する対応策や心構え等を周知させ、地域住民の防災に関する認識を高める。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 正確な情報の入手
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難情報の意味と内容
- (6) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策内容
- (11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するな

ど、生活の再建に資する行動

2 職員に対する防災教育

防災事務又は業務に従事する職員に対し、機会を得て防災上必要な知識及び技能の向上を図るため地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令、実務等に関する講習会や研究会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関及び大学の防災に関する講座に参加する等、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

3 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災教育及び普及促進を図るとともに、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

この際、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

4 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

5 過去の災害教訓の伝承

市は、過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く

収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。
さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

1 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

また、保育園においても避難行動等の基礎的な教育や訓練を実施する。

2 関係職員の専門的知識の涵養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上を図る。

3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

(1) 通学路の設定

ア 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を

行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第11章 防災に関する調査研究の推進

1 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備の推進

市は、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等の成果を活用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施し、「北名古屋市洪水ハザードマップ」を基に、コミュニティレベル（地域単位、自治会単位、学校区単位、自主防災会単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進する。

2 地籍調査の実施

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策に活かせるよう計画する。特に教訓となるべき事項は、資料等を関係者に配布するとともに、必要な事項を広く市民にも公開し、防災意識の高揚と知識の普及に努める。

4 災害応急対策の検証

市災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施した場合には、その災害の都度、検証会を開催し、活動内容の検討を行い、必要に応じてこの計画を修正する措置を講ずる等、実態に即したものとなるよう努める。

第3編 災害応急対策

大規模な風水害が本市に発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急救助を行うため、市及び防災機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対応に万全を期す。

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

※ 附属資料編 第7参考 1 北名古屋市防災会議条例

2 北名古屋市災害対策本部

(1) 本部の組織及び運営

北名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

本部長：市長

副本部長：副市長及び教育長

※ 附属資料編 第7参考 2 災害対策本部条例

(2) 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

ア 次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報

イ 新川氾濫注意情報（水場川外水位が氾濫注意水位 3.0m）の通知を受けたとき。

ウ 五条川氾濫注意情報（春日観測所水位が氾濫注意水位 3.9m）の通知を受けたとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

《北名古屋市災害対策本部組織図》



(3) 本部設置の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を北名古屋市役所に掲示する。

通知及び公表先	方 法	担 当
愛知県知事 (尾張県民事務所経由)	高度情報通信ネットワーク 又は電話	防災環境部
西枇杷島警察署	電話	〃
北名古屋市役所内	庁内放送(西庁舎・東庁舎)	総務部
市出先機関及び学校	電話	各主管部
西春日井広域事務組合	電話	防災環境部
消防団	電話又はその他の迅速な方法	〃
報道機関	電話	〃
一般市民	防災行政無線、一斉送信メ ール、SNS、市ホームページ	〃
中部電力パワーグリッド(株) 北営業所	電話	〃
東邦ガス(株)災害対策本部渉 外班		
西日本電信電話株式会社 名古屋支店		

(4) 本部の標識等

ア 本部の標識

イ 本部長、副本部長、部・次長、班長及び他の職員が災害活動に従事するときは腕章を着用する。なお、階級(周章)の色は赤とし、字体は黒とする。

ウ 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

※ 附属資料編 第6その他 2本部標識板、腕章

(5) 所掌事務

部	所属班	所 掌 事 務	
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班 総務課 人事秘書課 企画情報課 監査課 	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関、各種団体（自治会、住民組織を含む。）に対する応援・協力要請並びに依頼に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 災害広報、記録写真に関する事 4 庁舎及び周辺の警備に関する事 5 情報システムの運用及び活用に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報班 人事秘書課 ・ 情報班 企画情報課 ・ 議会班 議事課 		災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
財務部 (会計管理者、 会計課含む)	・ 財務班 財政課 会計課	災 害 発 生 時	1 人的、物的被害の調査確認に関するこ と 2 公用車の配車計画の作成、及び車両等 輸送力の確保に関するこ
	・ 調査班 税務課 収納課		災 害 復 旧 時

部	所属班	所 掌 事 務	
防災環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合調整班 防災交通課 ・ 環境班 環境課 	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部員会議等の庶務に関すること 2 市内の異常状況及び被害の速報等に基づく非常配備に関すること 3 情報の収集及び伝達に関すること 4 避難情報の伝達に関すること 5 罹災者の救出に関すること 6 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 7 消防及び水防活動に関すること 8 各部への応援に関すること
		災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査、報告関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の報告及び速報のとりまとめに関すること ・ 人的、物的被害の調査確認に関すること ・ 災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関すること ・ 環境衛生関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 連絡関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定先への協力要請に関すること ・ 消防団員の出動に関すること 3 支援関係に関すること 4 協力関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通諸団体への協力要請に関すること ・ 北名古屋衛生組合への協力要請に関すること ・ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局との連絡調整に関すること ・ 部内各班への協力に関すること 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書の交付に関すること ・ ごみ、汚物の除去及びへい獣の処理に関すること ・ 飲料水の供給に関すること ・ 清掃に関すること

部	所属班	所 掌 事 務	
市民健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民班 市民課 国保医療課 	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 消防（救急）機関、医療機関との連絡に関すること 4 応急救護所の設置に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・救護班 健康課 	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民相談の窓口に関すること 2 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること 3 感染症の予防に関すること 4 避難所等の保健指導に関すること 5 部内各班への協力に関すること 6 災害救助法による医療及び助産に関すること 7 医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること

部	所属班	所 掌 事 務	
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉班 <li style="padding-left: 20px;">社会福祉課 <li style="padding-left: 20px;">高齢福祉課 ・児童班 <li style="padding-left: 20px;">児童課 <li style="padding-left: 20px;">家庭支援課 	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 要配慮者等の安否確認及び支援に関すること 3 保育園等福祉部所管施設の連絡に関すること
			災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木班 施設管理課 都市整備課 下水道課 	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・河川等の防災応急工作及び復旧に関する事 2 雨水排水ポンプ場等に関する事 3 土木業者等の協力要請に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政商工班 商工農政課 	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査・報告関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物及び農業（用）施設の被害調査及び応急復旧に関する事 ・ 商工関係被害調査及び連絡調整に関する事 ・ 商工業の金融事情調査に関する事 ・ 土木関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事 ・ 交通不能箇所の調査に関する事 2 連絡関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用水管理事務所との連絡に関する事 ・ 県尾張農林水産事務所との連絡に関する事 ・ 県尾張建設事務所との連絡に関する事 3 支援関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の経営復興に関する事 ・ 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事 4 協力関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北名古屋市建設業協議会等の協力要請に関する事 ・ 部内各班への協力に関する事 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ・ 道路の防災応急工作及び復旧工事に関する事 ・ 公共下水道等の防災応急工作及び復旧工事に関する事 ・ 河川等の防災応急工作及び復旧工事に関する事 ・ 雨水排水ポンプ場等の管理に関する事 ・ 建設資機材の調達及びあっせんに関する事 ・ 応急仮設住宅等の建設・入居・撤去に関する事 ・ 障害物の除去に関する事 ・ 被災建築物の危険度判定に関する事 ・ 電気・ガス・電話の復旧に関する事 ・ 応急危険度判定、被災住宅の応急修理及び被災住宅地危険度判定に関する事

部	所属班	所 掌 事 務	
教育部	・教育班 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課	災害発生時	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 罹災者の救出に関すること 4 学校等教育委員会所管施設の連絡に関すること
		災害復旧時	1 調査・報告関係 ・学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・文化施設、文化財の被害調査及び文化施設の応急復旧に関すること 2 県教育事務所との連絡に関すること 3 支援関係 ・罹災児童及び生徒の育英奨学に関すること ・罹災児童及び生徒の学用品の給与の協力に関すること ・罹災児童及び生徒の授業受け入れに関すること ・文教関係の義援物資の受領配布に関すること 4 協力関係 ・女性の会等への協力要請に関すること ・社会教育団体への協力要請に関すること ・スポーツ団体への協力要請に関すること 5 その他 ・炊き出しその他食品の給与についての調達に関すること

(6) 本部の非常配備基準

非常配備動員体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。

ア 防災行政無線担当職員は、非常配備に該当する通知や警報等の情報を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

イ 連絡を受けた防災監は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

《非常配備基準》

	適用基準	体制	活動内容
警戒配備	1 天気図や気象情報等により、局地的な降雨が発生すると見込まれるとき。 2 防災監が降雨対策として必要と認めたとき。	初動班 西庁舎 1個班 東庁舎 1個班 用水班	重要樋門の操作
	3 市域に次の各注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	総務班、応急対策班1個班は自宅待機	災害応急対策活動
	4 鴨田川内水位（鴨田川排水機場）が2.0mを超えた通知を受けたとき。	鴨田川排水機場班 1個班 電車川排水機場班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班 （治水班の運用による。）	排水機場配備、稼動
	5 水場川外水位（水場川排水機場）が1.4mに達し、清須市から出動要請の連絡を受けたとき。	水場川排水機場班 1個班	排水機場配備、稼動
第1非常配備	1 市域に次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 2 新川氾濫注意情報（水場川外水位：警戒水位3.0m）の通知を受けたとき。 3 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位2.6m）の通知を受けたとき。 4 時間雨量20mmに達したとき 5 市民からの応急復旧要請があったとき。	総務班、応急対策班 1個班 状況により、2個班以上の体制とする。 大雨又は洪水警報、新川水防警報の発表のみ 鴨田川排水機場班 1個班 電車川排水機場班 1個班 水場川排水機場班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班 中江川、高田寺・久地野排水機場班、鍛冶ケ一色調整池ポンプ場班は状況により派遣する。 避難所班 1個班 （状況により、必要な班を出動させる）	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第2非常配備	1 市内の3時間雨量が100mm又は時間雨量50mmに達したとき。 2 6時間以内に台風が接近し急速な風雨の強まりが予想されるとき。 3 新川氾濫注意情報（水場川外水位：3.9m）の通知を受けたとき。 4 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位3.15m）の通知を受けたとき。 5 中江川排水機場の内水位が4.8mを超えたとき。 6 第1非常配備中で事態が悪化したとき。	非常配備職員全員（※1） （災害対策本部の指示による）	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動 避難所開設・運営
第3非常配備	1 県内に次の特別警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 2 新川氾濫危険情報（水場川外水位：5.2m）の通知を受けたとき。 3 五条川排水停止（春日観測所水位5.55m）の通知を受けたとき。 4 災害対策本部長が必要と認めたとき。 5 第2非常配備中で事態が悪化したとき。	全職員（※2） （災害対策本部の指示による）	西庁舎に災害対策本部を設置 消防団長に出動依頼 災害応急対策活動 避難所開設・運営

※1 非常配備編成表に記載のあるすべての職員

※2 すべての職員（会計年度任用職員を含む）

3 職員の動員計画

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき、速やかに行動する。

市の災害対策本部における各部職員(班員)の動員の要領は次のとおりとする。

(1) 各部の班長は、非常配備基準に基づき、予めその配備につく職員を定め、職員にその旨を周知徹底する。

(2) 非常配備連絡並びに動員

ア 市役所の勤務時間中にあつては北名古屋市防災行政無線担当職員、勤務時間外又は休日にあつては当直者が、愛知県より非常配備に該当する注意報、警報を受領したとき、また災害が発生した場合は直ちに防災監又は必要と認める上司に報告し、その指示を受ける。

イ 当直者は、防災監又は必要と認める上司から報告に対する指示を受けたときは、速やかに職員に対して非常配備の連絡をとる。

ウ 各部の非常配備職員は、連絡を受けた後は直ちに登庁して所定の配備体制につく。

エ 各部班長は、あらかじめ職員に非常配備連絡系統並びに配備等必要な事項を周知徹底する。

オ 各部班長は、非常体制下にあつては特に部下を掌握し、その動員を最も効果的にし、本部長の命令のもとに、他部の応援や臨機の任務にも率先して活動する。

(3) 職員の非常参集

市の職員は、勤務時間外、休日等において災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで市役所又は各部の部・次長、所属班長に連絡をとり、あるいは自発的に登庁し、所定の配備につく。

また、家族が被災した場合は、まず家族の安全を確保してから、参集又は班長に連絡する。

ア 職員の参集場所

非常参集時の参集場所は、災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部とし、設置されていない場合は原則として市役所に参集する。参集時の留意事項は次のとおりである。

(ア) 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とする。特に災害発生後は、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(イ) 参集途上の措置

参集途上において、火災、事故等に遭遇したときは、直ちに消防機関又は警察機関へ通報するとともに、可能な限り適切な措置をとる。

(ウ) 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を災害対策本部に報告する。

イ 職員の動員要請

各部・次長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、防災監に動員を要請する。

(4) 動員状況の把握及び通報

各部・次長は、第三次非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに適時その状況を防災監に通報する。

(5) 待機職員

災害に係る活動について、特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属する班の事務室に待機し、上司から出動命令のあったときは、直ちに出勤できる体制を整えておく。

(6) 初動期の対応方法

非常召集に応じて参集してきた職員は、本来の班体制で活動が可能な場合はその態勢で活動する。また、全員参集していないため、本来の班体制での活動ができない場合は、参集してきた職員から、各部・班長の指示により、本来の班体制に関わらず、適宜必要に応じた配備及び活動を行う。

その後、本来の班体制が整ってきた場合は、職員の活動状況に応じて逐次本来の班体制での活動に切り替える。

(7) 配備時間

活動が長期にわたる場合は、適宜交代要員がいれば交代する。

(8) 惨事ストレス対策

捜索、救助等に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2節 職員の派遣要請

1 関係機関等の相互協力

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町

村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2 自主防災会との連携

市は、警戒宣言が発せられた場合及び大規模な災害が発生した場合等、応急対策を行う場合においては、各自主防災会の会長（不在の場合は副会長）と連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

各自主防災会は、警戒宣言が発せられた場合及び大規模な災害が発生した場合、速やかに自主防災会の活動体制を確立させる。

(1) 活動体制

自主防災会の活動体制は、自主防災会が定める体制を基準とし、被害状況に応じ生命を守ることを第一にしながら、臨機応変の体制をとる。

(2) 市職員及び関係防災機関との連絡

自主防災会は自主的に救急救助・情報収集等の活動を開始し、携帯電話や自主防災会内の連絡員を通じて、自主防災会内の被害状況を把握し、市の災害対策本部に報告する。

第2章 避難行動

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 基本方針

防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことのできない気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報の迅速かつ的確な収集、伝達に努める。

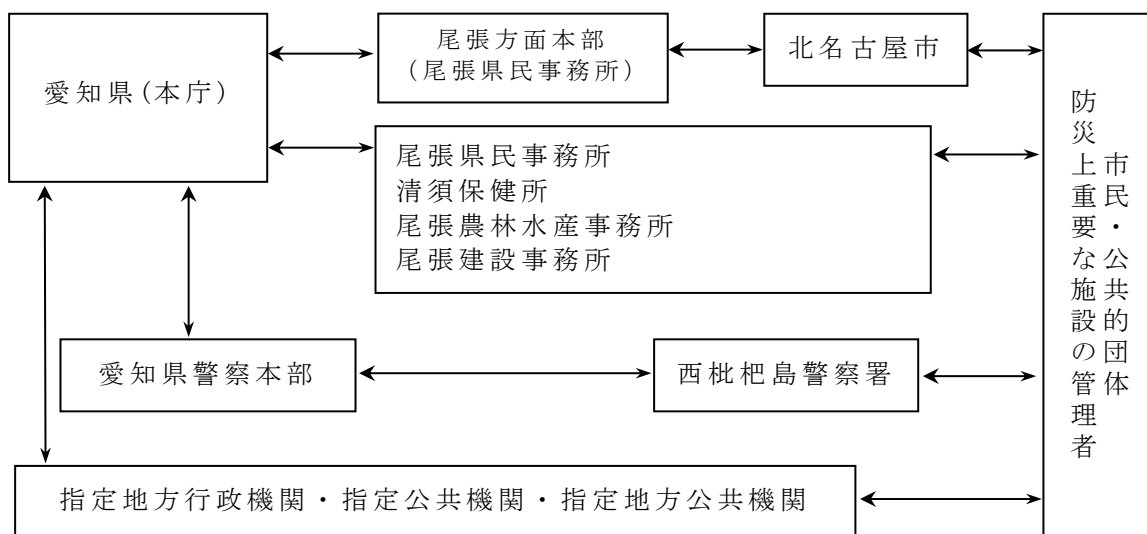
また、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による情報機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して気象警報や避難情報の情報伝達手段の多重化・多様化を図る。

2 対策

(1) 情報の一般的収集、伝達系統

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

《情報の一般的収集伝達系統図》



※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

(2) 異常現象発見時の通報

ア 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市及び警察に通報する。

イ アについて異常現象を承知した市は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。

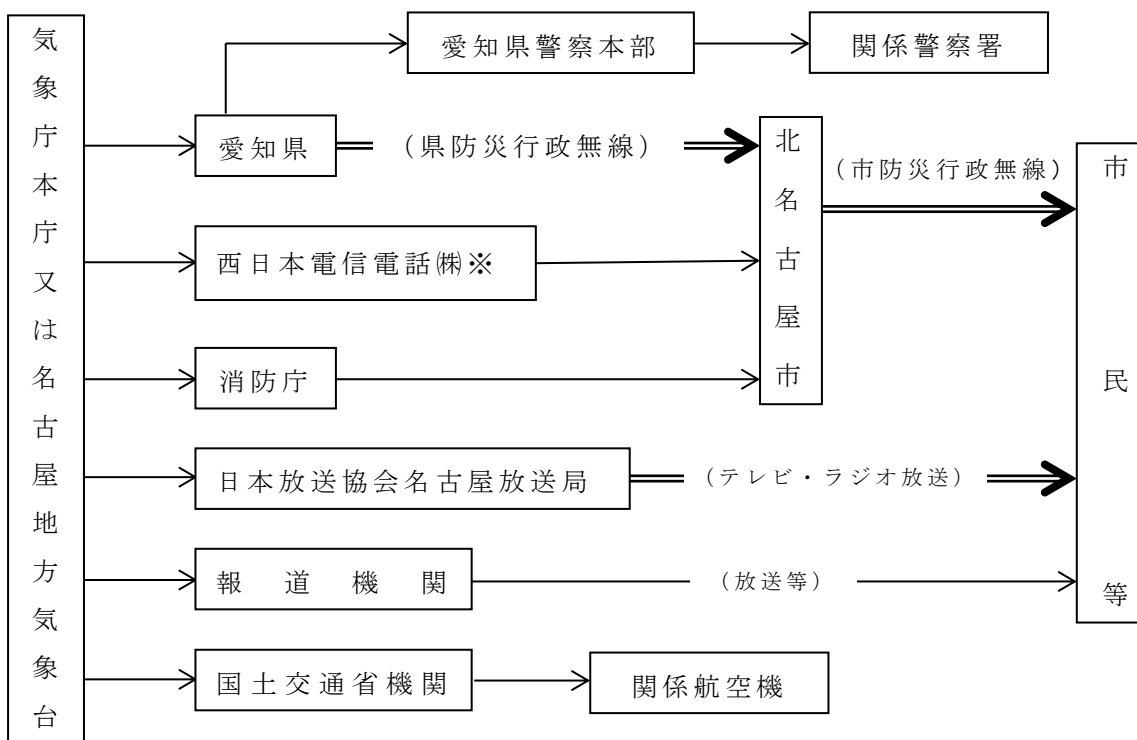
(3) 気象警報等の伝達体制

ア 伝達体制の概要

- (ア) 市は、特別警報、警報・注意報等情報を県高度情報通信ネットワークにより、県より受領する。
- (イ) 市は西日本電信電話株式会社から、公衆通信施設等により一般通信に優先して特別警報、警報の通知を受ける。
- (ウ) 日本放送協会名古屋放送局が放送する特別警報、警報を直ちに視聴する。
- (エ) 市は、地域防災計画の定めるところにより、必要事項を市民及び所在の官公署へ周知する。

イ 気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。

《気象警報等の伝達系統》



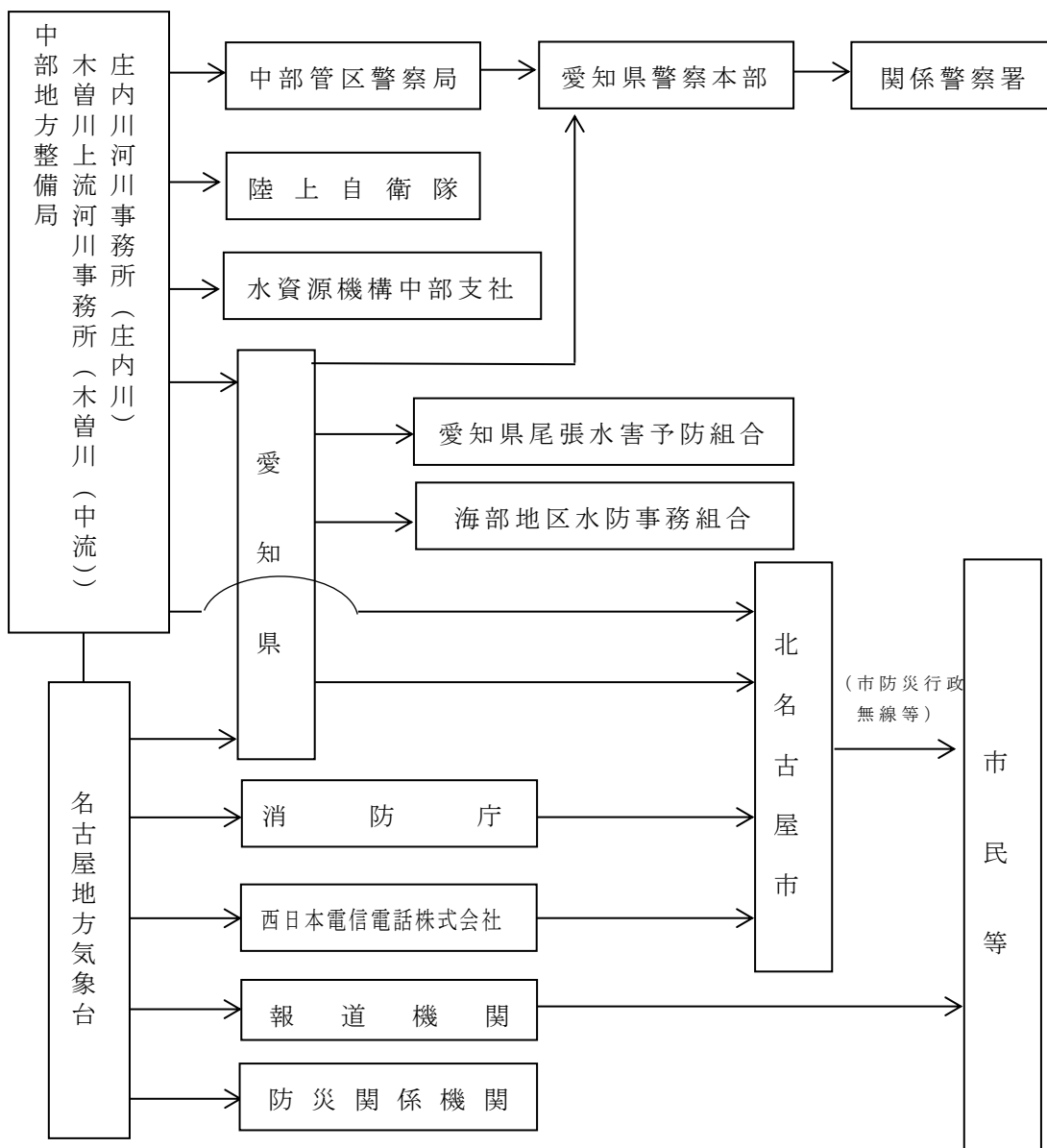
※気象庁から西日本電信電話株には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(注) 1 二重線の経路は、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

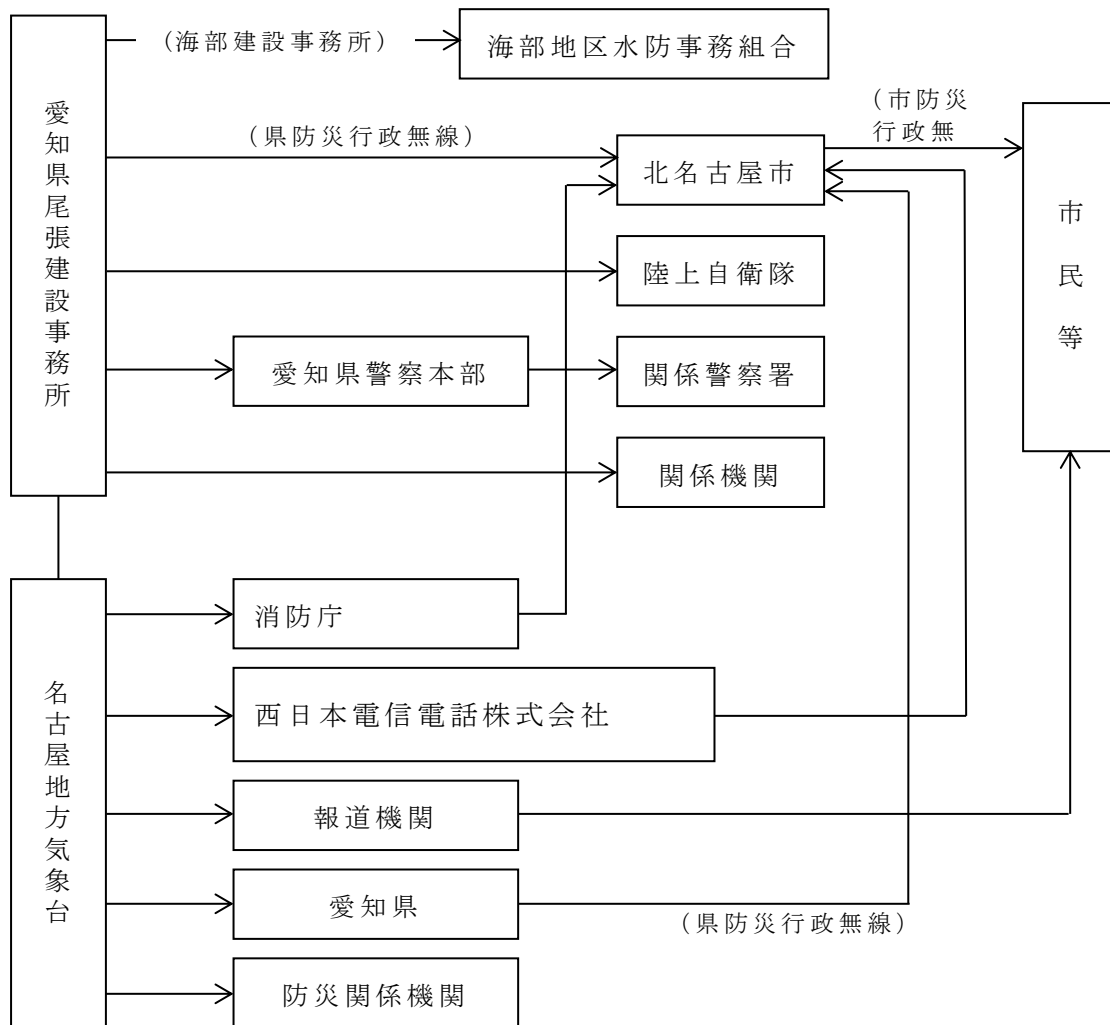
2 上記伝達系統の他、市民等に対しては市公式LINE、一斉メール配信システム等により伝達する。

ウ 洪水予報の伝達系統

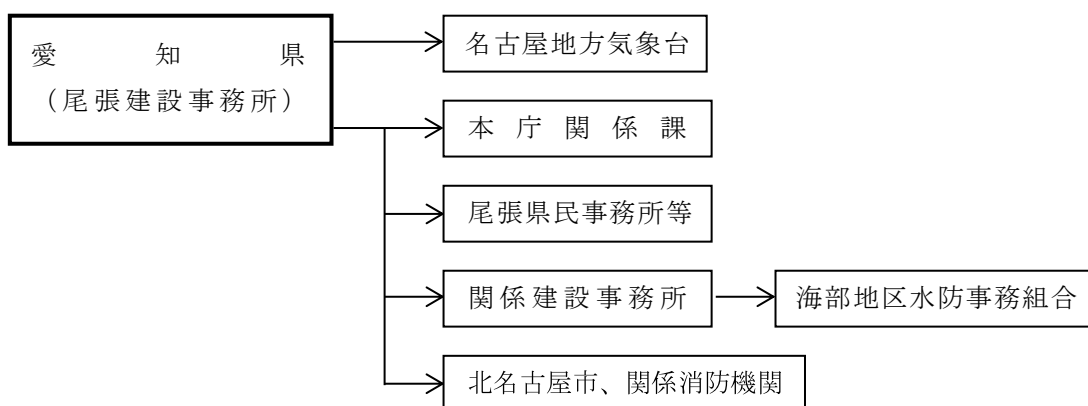
(7) 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
木曾川（中流）・庄内川洪水予報



(4) 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
新川洪水予報

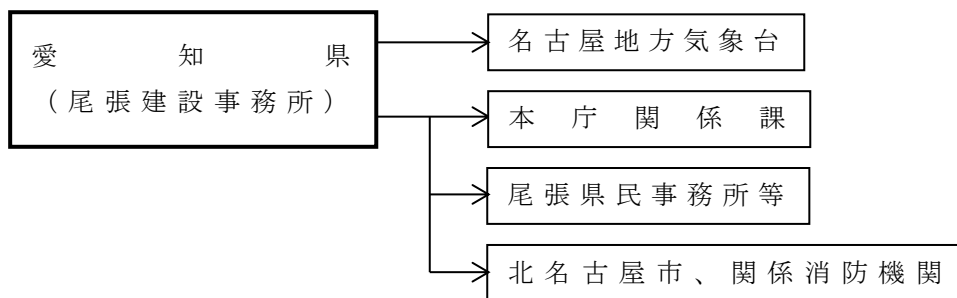


エ 水防警報の伝達系統
知事の発表する新川の水防警報

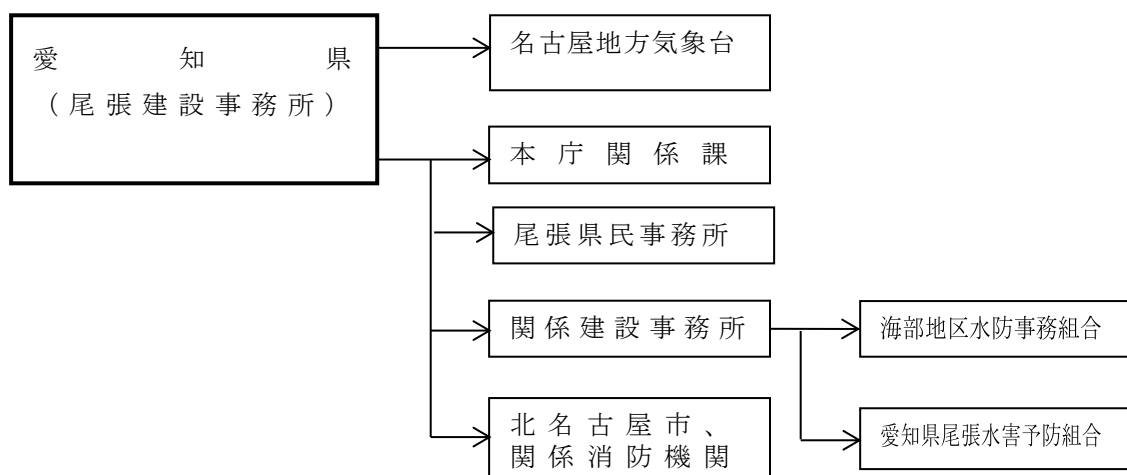


オ 水位周知河川情報の伝達系統（避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生）
知事が通知する水位周知河川（五条川、大山川）（避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生）の水位情報

(ア) 大山川

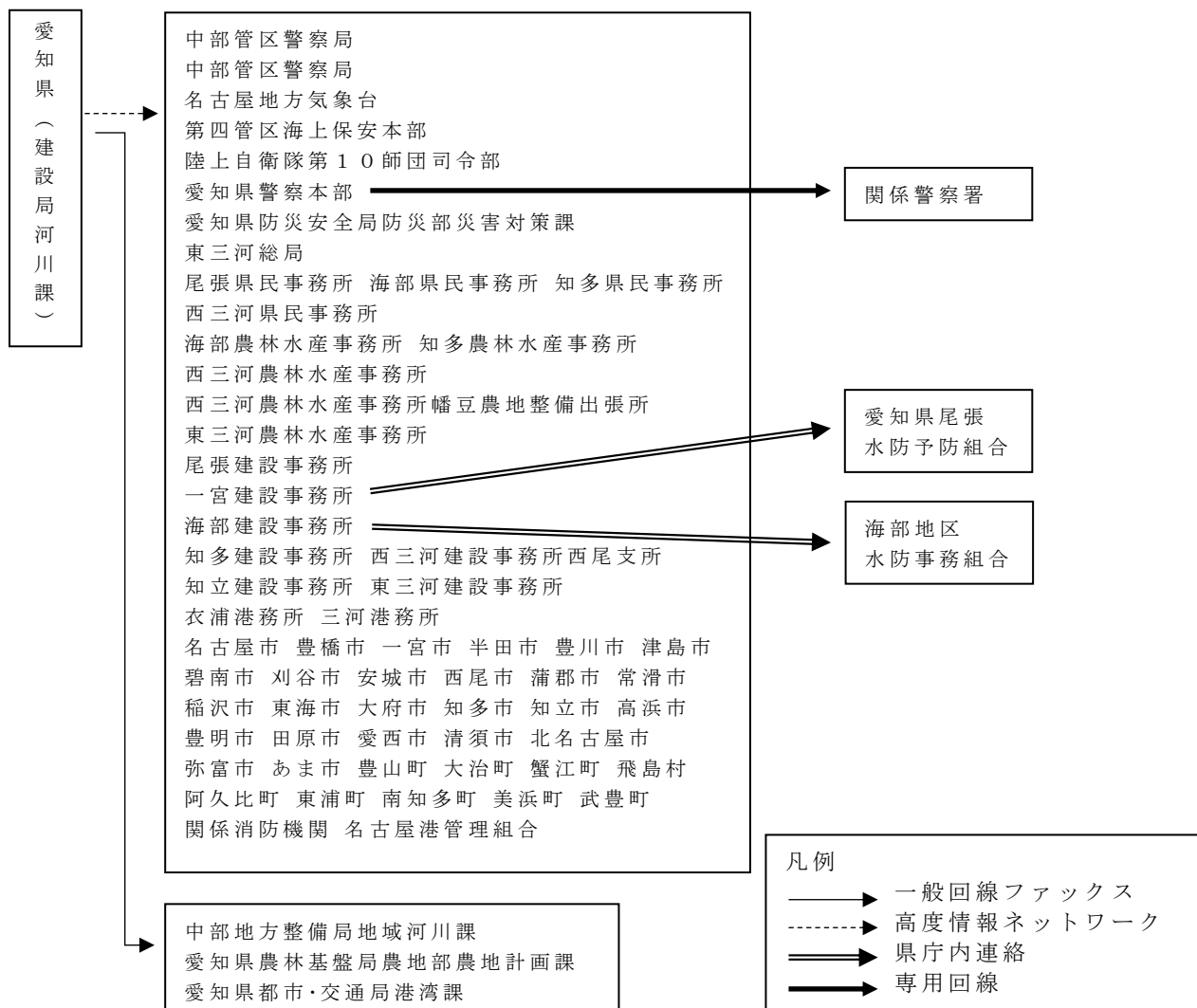


(イ) 五条川



カ 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報
[高潮]）



(4) 市における措置

市は、情報の受領にあたっては、関係部局に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部緊急連絡網を整備しておく。

また、市は、情報等の伝達を受けたときは、北名古屋市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある団体に周知徹底する。

この際、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設に対しては、必要な情報を市から直接伝達する。

3 受伝達の留意事項

- (1) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので気象通報票により受伝達の迅速化を図る。
- (2) 前項の受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合う。

第2節 避難情報

1 基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、適時適切に避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ円滑に避難させ市民の安全を確保する。

2 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

災害が発生し、人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、本部長は避難情報を発令する。

なお、発令にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、事前の情報提供として、避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(1) 避難情報の発令

本部長は、風水害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民の生命、身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、次の目安に従い、速やかに立退きの指示を行う。（様式6）

また、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を求め、必要に応じて高齢者避難等の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」等の安全確保に関する措置を指示することができる。

ア 発令基準

警戒レベル	種別	発令基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。
警戒レベル 3	高齢者避難等	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者避難等の発令等とあわせて避難場所を開設する。 夜間、早朝に高齢者避難等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者避難等を発令する。

イ 数値基準

水害発生の危険性がある場合の基準	
1	市内の総雨量 100mm以上（5時間当り）
2	市内の時間降雨量 20mm/h以上
3	河川上流域市町村の時間降雨量 20mm/h以上
4	新川の水位 4.4m（水場川外水位観測所避難判断水位）
5	五条川の水位 3.7m（五条川曾野水位観測所避難判断水位）
6	中江川の水位 5.6m（中江川排水機場前池）
7	庄内川から新川への越水状況
8	名古屋港の潮位（とくに大潮時の満潮時間）
以上の状況及び過去の水害状況等を総合的に勘案し判断をする。	

- ※ この基準は、過去の水害発生時の状況から考えられる数値を採用している。
 ※ なお、この基準は、災害発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行う。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 避難の指示の内容

本部長は、次の内容を明示して実施するとともに、日頃から市民への周知徹底に努める。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

(4) 避難の措置と周知

避難の指示をした場合は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、自主防災会等を通じ当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。

ア 市民への周知徹底

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市はその内容につき広報媒体、携帯電話の緊急速報メール等を通じ、又は防災行政無線（同報系）等による直接広報及び自主防災会等、各種主伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

伝達手段は、イに明示している方法による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

《同報無線での避難指示例》

只今の雨量は△△mm、○○川の水位は△mです。引き続き降り続くことが予想されております。この状態は××年の水害*とよく似ております。市では第3非常配備により対応にあたっていますが、浸水被害の発生が予想されるため、○○地区に避難勧告を発令しました。○○地区の住民の皆さんは速やかに最寄りの避難所へ避難をしてください。

- ※ 附属資料編 第2災害 2過去の主な風水害及び地震

イ 伝達方法

- (ア) サイレン（市役所東・西庁舎）
- (イ) 防災行政用無線、戸別受信機
- (ウ) 広報車、消防車による広報
- (エ) 福祉ファックス等（障害を有する方）
- (オ) 自主防災会の緊急連絡網による伝達
- (カ) 電話（携帯電話）
- (キ) Webサイト（緊急災害情報）及び携帯インターネット
- (ク) 民生委員・児童委員等による戸別訪問（要配慮者で特に一人暮らし老人や高齢者世帯及び障害を有する方の世帯）
- (ケ) 施設管理者を通しての伝達（学校、保育園、文化勤労会館等）

ウ 避難指示の信号

防災行政無線（同報系）等による危険地域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりとする。

サイレン信号			
避難指示	: ○～～～	(休止)	○～～～
繰り返し	約 3 秒	約 2 秒	約 3 秒 約 2 秒

エ 関係機関の相互連絡

市、県・県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 避難の方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行わせる。
- イ 大雨、台風の時期には、災害に備えて家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階等へ移動させる。
- ウ 浸水に備え、平屋建て及び低地の家屋等は、付近の2階建て以上の強固な家屋及び施設等に避難の協力を求めさせる。
- エ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じさせる。
- オ 避難者は、1日分程度の食料、飲料水（水筒等）、日用品、懐中電灯、救急医薬品等を携行させる。
- カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行させる。
- キ 貴重品以外の荷物（家具類）は持ち出させない。
- ク 病院、福祉施設、保育園等多数の傷病者、高齢者、乳幼児を受け入れている施設にあつては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等

との連絡を密にさせる。

(2) 避難所に避難する住民の範囲

避難所に避難する住民の範囲は、次のとおりとする。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った住民
- イ 現に災害を受け、速やかに避難をしなければならない住民
- ウ 災害によって、被害を受けるおそれのある住民
- エ 市内において帰宅の手段を失った他市町村の住民（帰宅困難者）

(3) 避難の誘導等

避難の誘導等については、次の点に留意して行う。

- ア 市職員、警察官、自衛官その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め、避難先への誘導を市消防団及び自主防災会との協力のうえ行う。

また、できるだけ避難所ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては、安全と統制を図る。

- イ 誘導にあたっては、最寄りの避難所に避難する等、できるだけ自治会、自主防災会等の集団退避を行い、避難の順序は、被災の大きい地域又は避難所から遠隔の地域を優先とし、避難行動要支援者にも配慮する。

なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や自主防災会と連携して行う。

- ウ 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

- エ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導については、自主防災会、市消防団、民生委員・児童委員等が協力して行う。

- オ 避難経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示、縄はり等を行う他、緊急時の混乱を避けるため要所に誘導員を配し、事故防止に努める。

- カ 避難に際しては、原則徒歩によることとし、自動車の使用は自粛するように広報する。

(4) 避難者の確認

- ア 避難終了後、速やかに警察官、消防団員の協力を得て避難の勧告、指示をした地域に対して巡視を行い、避難の遅れた者の有無を確認する。

- イ 避難勧告等に従わない者に対しては、極力説得し、なお、説得に応じない者がある場合で人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡のうえ、必要な処置を取るよう要請する。

- ウ 避難行動要支援者のうち、特に障害を有する方については、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員及び福祉班員が連携して行う。

2 施設等管理者の避難計画

学校、社会教育施設、保育園、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項に留意して避難計画を作成し、災害時における避難に万全を期す。

(1) 学校、保育園、児童館関係

児童・生徒及び園児等の集団避難について、各関係機関において避難地の選定、避難施設の確保、避難の方法及び保護者等への引き渡し方法をあらかじめ定めておく。

(2) 社会福祉施設等関係

社会福祉施設等における入所者の集団避難について、避難施設の確保、移送の方法及び避難者に対する給食等の実施方策を検討しておく。

3 避難者の他地域への移送

(1) 本部長は、避難者の生命、身体保護のためにその移送を必要とするときは、公用車、借上げ車両及び協定車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、西枇杷島警察署と綿密な連携を図るとともに移送経路の整備警戒等の処置を要請する。

(2) 本部長は、被災地域が広域にわたり、市内に予定した避難所が使用できなくなり、市単独の能力では処理できない場合は、他の市町村への移送について、知事に応援要請する。

4 罹災台帳及び罹災証明書

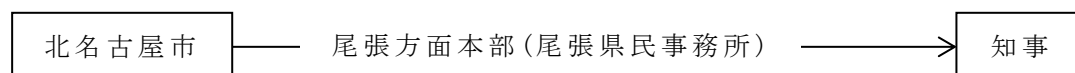
(1) 災害が生じたときは、被災状況を調査の上、遅滞なく罹災台帳を整備する。
(様式7)

(2) 罹災証明書の交付については、被害状況が確認できないときは本人の申告により仮罹災証明書を発行する。(様式8)

(3) 被災者の被害状況の調査確認を終わったもの、すでに仮罹災証明書を交付したものについては、速やかに罹災証明書に切り替えて交付する。(様式9)

(4) 罹災証明書の交付は1回とし、必要に応じ写しに原本証明のうえ、交付する。

(5) 報告(災害対策基本法第60条第4項)



5 応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(2) 市は、自らの避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

6 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

(1) 安否確認・避難誘導の実施方針・体制

市は、災害の発生後速やかに、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携協力するとともに、地域住民、自主防災会、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

さらに、避難行動要支援者の避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な支援活動を実施する。

このため、予め整備する避難行動要支援者名簿を活用するとともに、必要により、名簿の公表に同意しなかった対象者についても速やかに協力者に伝達して支援体制を確立する。

(2) 安否確認

ア 国の安否情報システムの活用

各避難所等に電力及びインターネット回線等が確保され次第、安否情報システムの端末を配置し運用する。

イ 通信事業者による安否確認サービスの利用

災害用伝言ダイヤル「171番」の活用
 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の活用
 災害用伝言板（各種携帯電話会社）
 iモード災害用伝言板サービス 等

ウ その他

各避難所等においては、掲示板等を使って、避難者等の安否情報が確認できる態勢をそれぞれ工夫する。また、各避難所相互にこの情報の交換が可能なようにする。

7 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 基本方針

市及び関係機関は、救援活動に重点をおき、相互に密接な連携のもとに被害状況等収集・伝達活動を行う。

2 市における措置等

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は直ちに本部長又は警察官に通報する。

(2) 市の措置

本部長は、異常現象及び人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、本部長は、県防災情報システムを有効に活用する。

(3) 安否不明者・行方不明者に関する情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 災害状況の即報

市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県と連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、

災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、非常災害であると認められるときは、災害規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意し、消防機関への119番通報が殺到した場合、火災・災害等即報要領に基づき県、状況により消防庁に報告するが、必要な場合は即報要領にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

災害応急対策完了後15日以内に文書により確定報告を行う。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3 情報の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況の情報収集

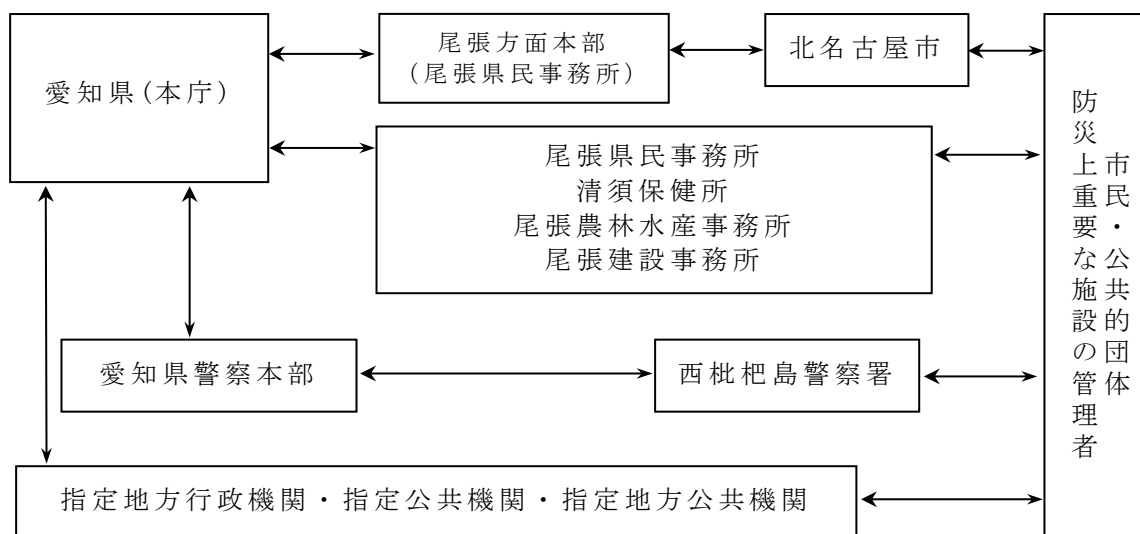
市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

- (2) 情報の収集伝達については、第3編第2章第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話(FAXを含む。)のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻そうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (4) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (5) 災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備をすすめる。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

《情報の一般的収集伝達系統図》



※ 附属資料編 第7参考 9 行政機関等

4 重要な災害状況の収集・伝達

- (1) 市は、情報の収集にあたっては、人命（死傷者・行方不明者）に関わる情報を重視して収集する。
- (2) 市は、その所管する事項について、災害の発生及び経過に応じて、次に掲げるところにより収集した情報を県に対し速やかに伝達する。
- (3) 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

5 現地連絡所の設置

(1) 基本方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に市民と市との相互の情報伝達等のため、必要により避難所あるいは広域避難場所に現地連絡所を設置する。

現地連絡所は、災害対策本部からの情報を避難者や市民に対して伝えると共に、自主防災会や市民からの情報を災害対策本部に伝達する。

(2) 実施内容

ア 通信施設の整備

現地連絡所には、災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。

また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないよう、複数の通信手段を用意する。

イ 開設

現地連絡所は、災害状況等について市民等からの情報提供に対応するため、できるだけ早く開所する。

なお、現地連絡所の設置は、基本的には市職員が避難所の開設と同時にを行う。

市は、現地連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくと共に、設置したときは、速やかにその旨を広報する。

6 報告の方法

(1) 被害状況の報告

被害状況等の報告は、被害判定基準に基づき作成し、一般電話又は県高度情報通信ネットワークのうち、最も迅速、確実な手段を使う。

この際、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。

※ 附属資料編 第6その他 3 被害判定基準

(2) (1)の手段が途絶した場合

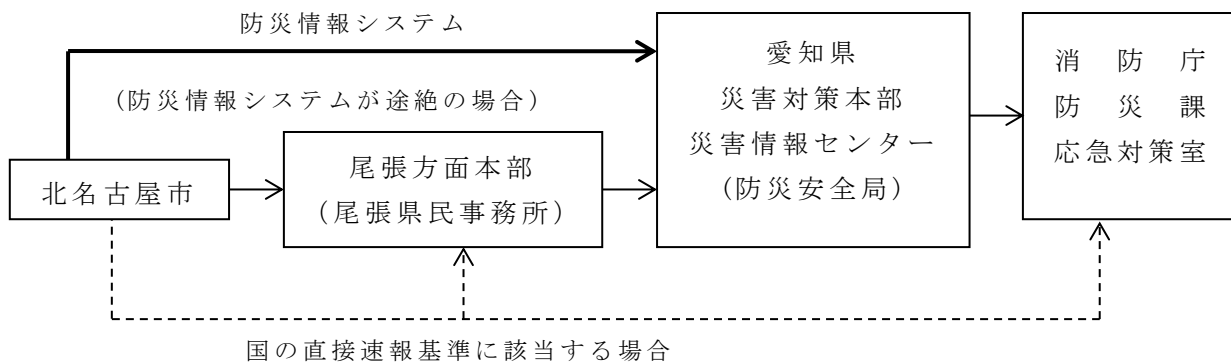
(1)の手段が途絶した場合は、地域防災無線、西日本電信電話株式会社所属無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を複合的に利用する。

(3) すべての通信施設が不通の場合

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。

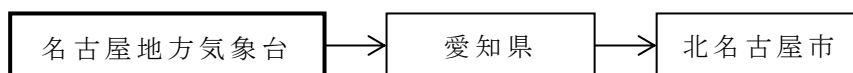
(4) 確定報告

災害応急対策完了後 15 日以内に文書により確定報告を行う。

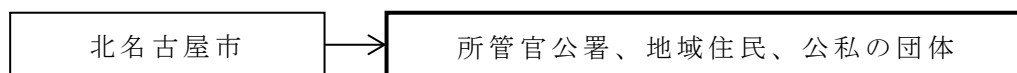


※ 附属資料編 第6その他 5 県・消防庁連絡先

(5) 火災気象通報の伝達系統



(6) 火災警報の伝達系統



(7) 伝達の対象となる被害

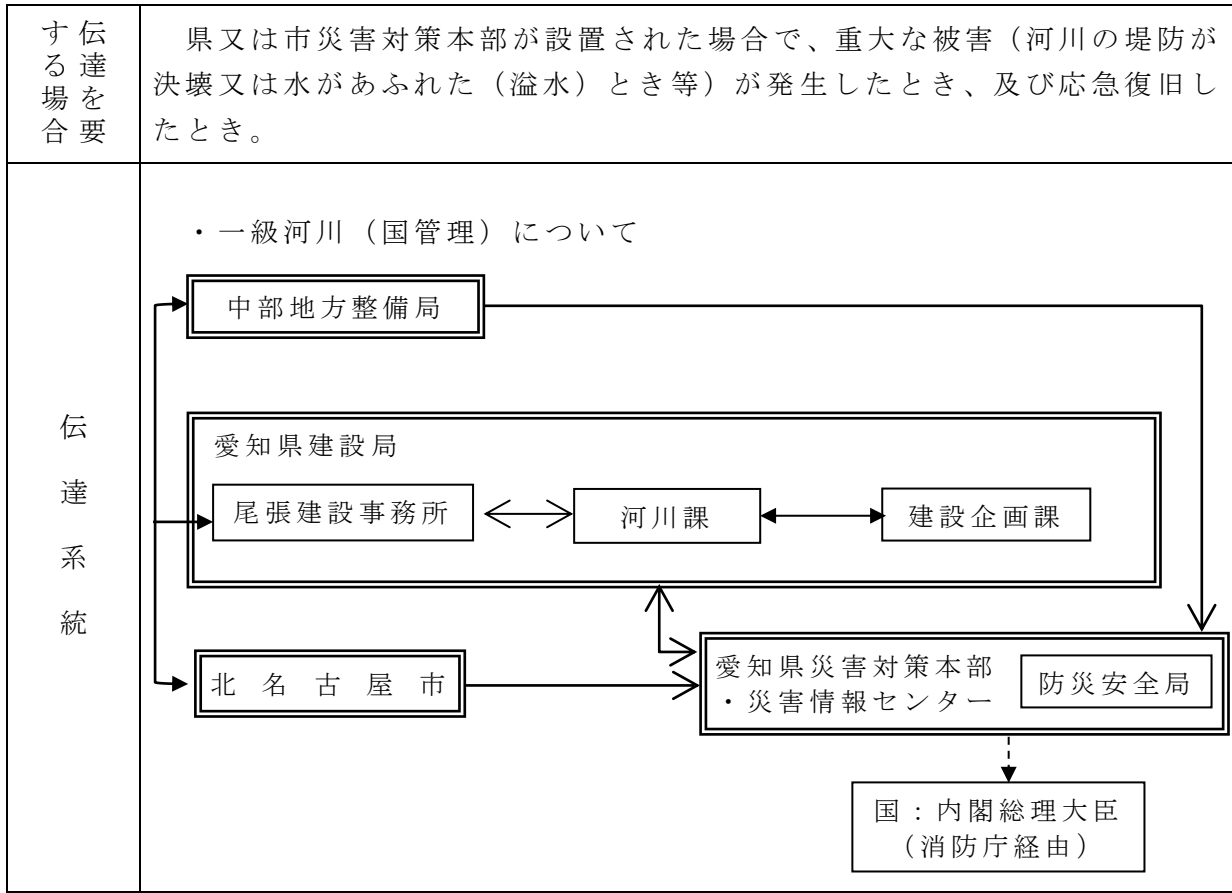
伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること 〔 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。 〕
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

(8) 伝達要領

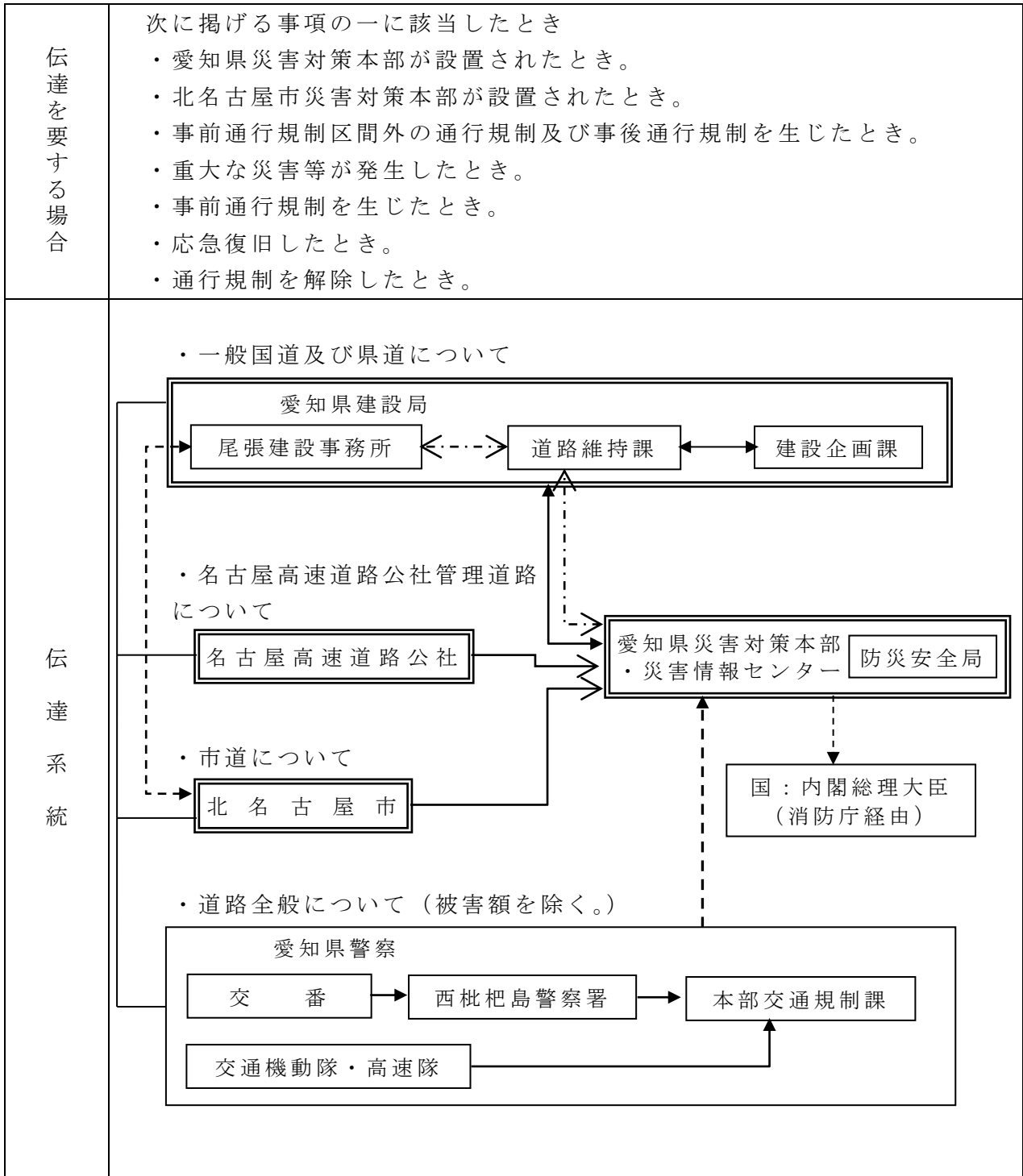
ア 人、住家被害等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<p>(注) 県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は防災安全局</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> → 防災情報システム ---> その他情報システム> FAX・無線（高度情報） -.-.-> 無線（一般） ----> FAX・電話（一般） → その他 <ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線設置機関 県防災行政無線未設置機関 </div>

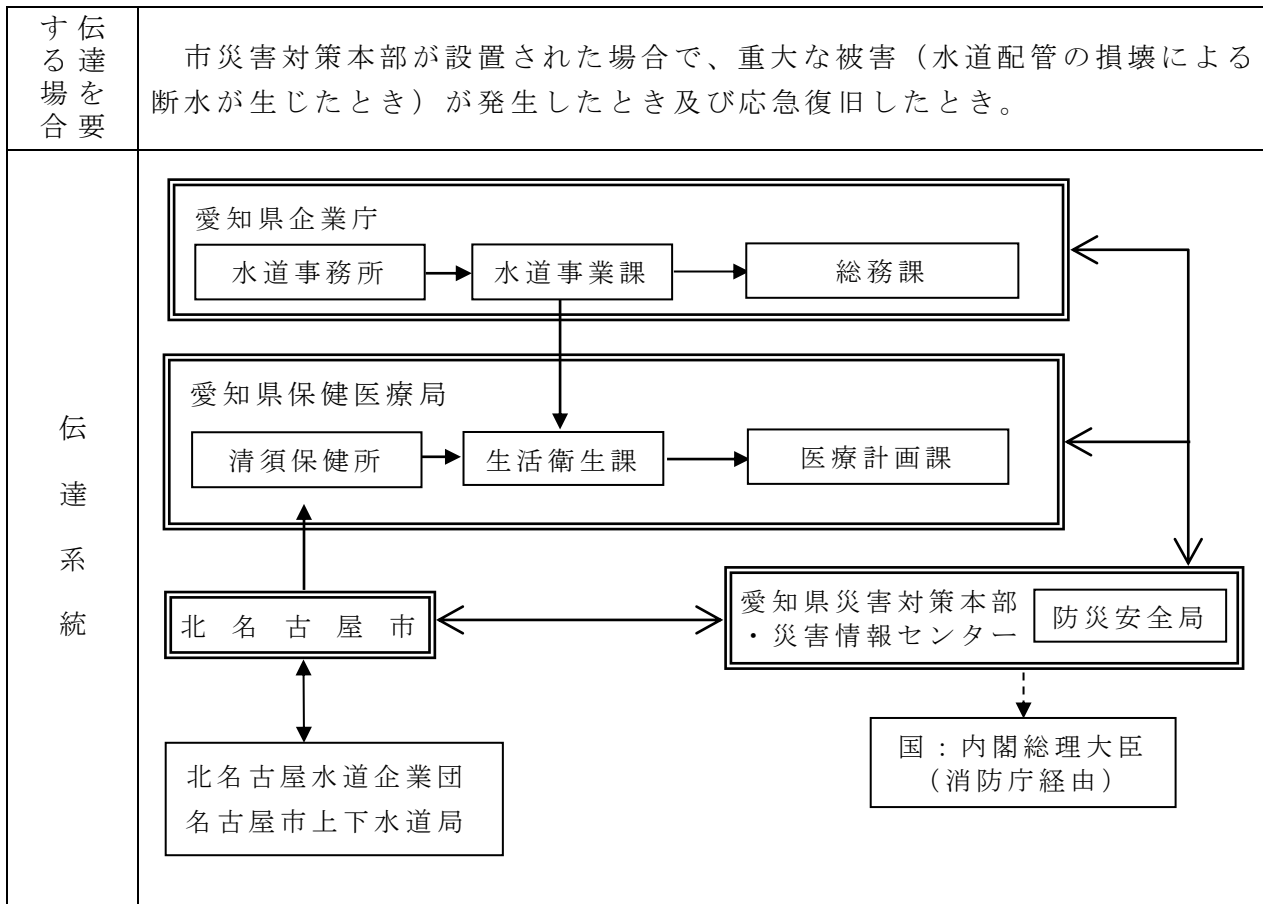
イ 河川被害



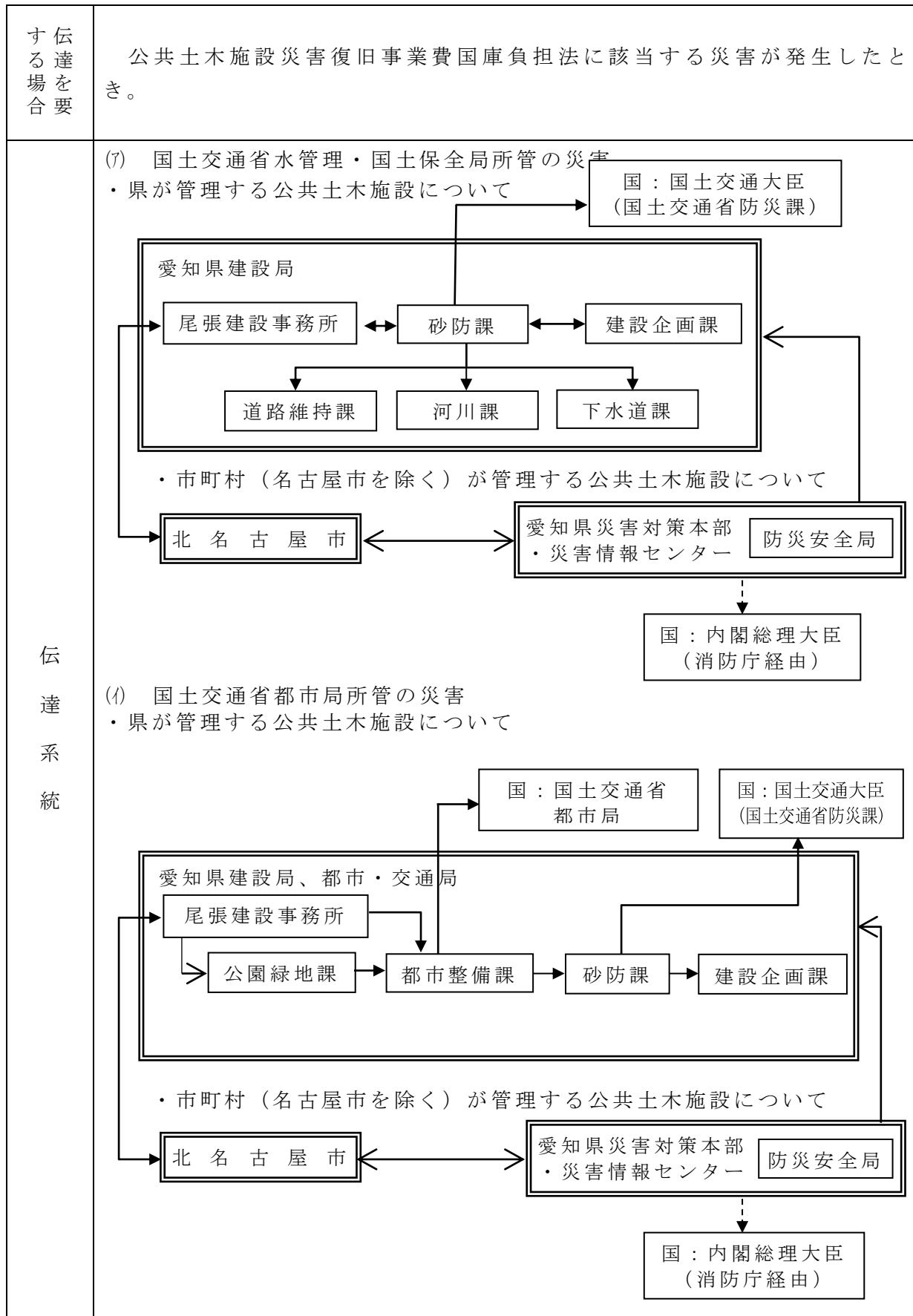
ウ 道路施設被害



エ 水道施設被害



オ 公共土木施設被害



第2節 通信手段の確保

1 基本方針

大規模災害時においては、通信回線の輻そうや混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の優先利用を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

2 対策

(1) 電話施設の優先利用

市及び防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用する。

ア 一般電話

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社名古屋支店へ相談すること。）。

(イ) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

イ 北名古屋市防災行政無線

緊急を要する市内の通信連絡は、北名古屋市防災行政無線を利用する。

ウ 防災相互通信無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

エ 衛星通信施設の使用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻そうや混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

オ 移動系無線局の使用

市及び防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

カ 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができない又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象に関するもの。
- d 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- e 遭難者救護に関するもの。
- f 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- g 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- h 市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- i 電力設備の修理復旧に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

依頼できる最寄りの無線局は、西日本電信電話株式会社名古屋支店（災害対策室）・西枇杷島警察署等である。

キ 携帯電話の使用

市及び防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

ク 県防災情報システムの使用

市及び防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請等を迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、各段階に応じて災害の状態、災害応急対策の実施状況等を市民並びに自主防災会及び各事業所に周知するとともに、報道機関との連携を図る等の広報活動に努める。

また、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

2 対策

(1) 災害広報

市民に対して、防災行政無線（同報系）、広報車、Webサイト、一斉メール配信システム、ハンドマイク、掲示板、携帯電話の緊急速報メール、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して次の事項について広報を実施する。

ア 事前情報の広報

- (ア) 気象に関する情報
- (イ) 河川の水位の情報
- (ウ) 公共交通機関の情報
- (エ) その他の情報

イ 災害発生直後の広報

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 地域住民のとるべき措置
- (ウ) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- (エ) 医療・救護所の開設状況
- (オ) 道路情報
- (カ) その他必要事項

ウ 応急復旧時の広報

- (ア) 公共交通機関の状況
- (イ) ライフライン施設の状況
- (ウ) 食品、水、その他生活必需品等の供給状況
- (エ) 公共土木施設等の状況
- (オ) ボランティアに関する状況
- (カ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (キ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ク) 庁舎窓口の受付状況
- (ケ) その他必要事項

(2) 記録写真等の作成

被災地の状況を担当ごとに写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

(3) 災害時緊急情報システムの整備運用

市は、避難勧告等の災害に関する情報を迅速・的確に市民等へ伝達するために、一斉メール配信システム(すぐメール)を整備し、市民からの登録により、災害情報をパソコンや携帯電話へ一斉転送する。また、緊急速報メールにより市内に所在する携帯電話へ一斉転送する。この際、外国語ややさしい日本語での情報提供に留意する。

<登録方法>

インターネットからはアドレス

<https://service.sugumail.com/kitanagoya/>

携帯電話からはiモード、Yahoo!ケータイ、EZwebに加入が必要

3 マスコミとの連携

(1) 災害時のマスコミ機関との連携

災害時の広報活動において、ラジオ・テレビ・新聞等マスコミ機関との連携を図り、迅速で確実な市民広報を行う。

災害に関する情報は、速やかに市災害対策本部で取りまとめを行い、適宜マスコミ機関へ発表する。

また、外国人等への情報伝達について、特に配慮を要する者への対応として、可能な限り外国語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 災害時プレスセンターの設置

災害発生直後に「災害時プレスセンター」を特設し、マスコミ機関への情報提供を総括的に行う。

(3) 応援協力関係

市は、報道機関から災害報道のための資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。また、報道機関に対して積極的に災害広報を実施するよう要請する。

特に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第4章 応援協力・派遣要請

第1節 応援協力

1 基本方針

市及び各防災関係機関等は、大規模な災害等が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

2 対策

(1) 知事等に対する応援要請等

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

国や県の応援については、市としての必要性、受け入れ態勢の状況、及び受け入れの要領について県と綿密に調整し、必要な応援が速やかに受けられるよう努める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村の協力が必要であると認めたときは、相互応援協定を締結している近隣市町に応援を要請する。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。このため、平素から相互の能力、限界等について承知しておくよう努める。

また、市の被害が比較的軽微な場合に、協定市や県を通じて応援を要請された場合は、可能な限りその求めに応ずる。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

本部長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

(4) 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

(5) 経費の負担

ア 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

イ 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、本部長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

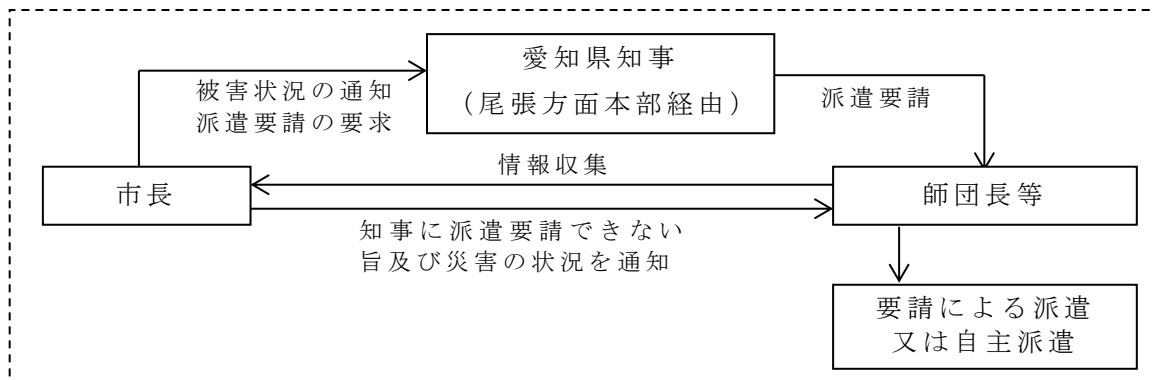
第3節 自衛隊の災害派遣

1 活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

2 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請手順（知事が行う場合）



(注) 市は、時間のいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部へも連絡する。

(2) 市の措置

本部長は、自衛隊の災害派遣を希望する場合には、災害派遣要請者（愛知県知事）に依頼をし、災害派遣要請者から自衛隊に要請する（様式 54）。

この場合において、本部長は必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知する。

事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

なお、本部長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 県の措置

災害派遣要請者（愛知県知事）は、市の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続がとられる。

(4) 災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第10特科連隊長（豊川駐屯地司令）	三河地域（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
	第10後方支援連隊長（春日井駐屯地司令）	駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域

※ 北名古屋市が陸上自衛隊の災害派遣に関する連絡・調整を直接実施する場合は、愛知県西部の連絡調整を担当する第 35 普通科連隊長が窓口となる。

3 撤収要請

(1) 市の措置

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。(様式 55)

(2) 県の措置

知事は、(1)の撤収要請を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

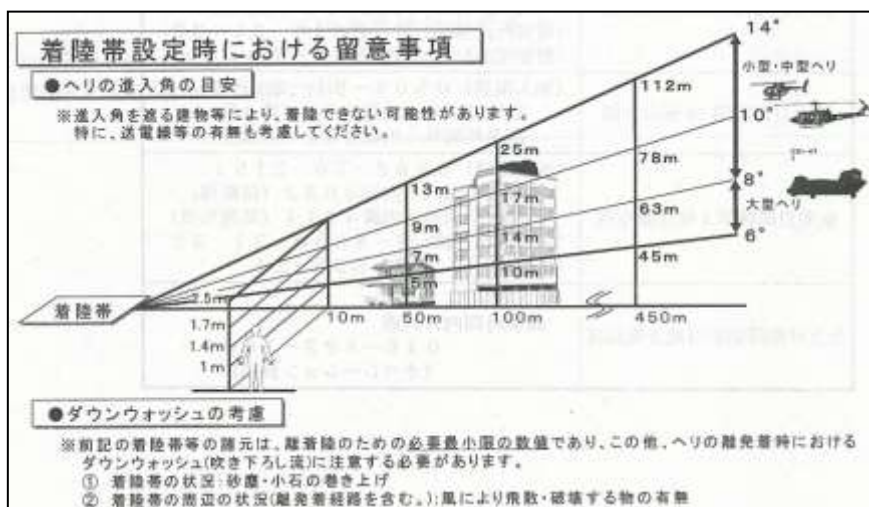
4 災害派遣部隊の受け入れ

本部長は、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊との連絡職員を指名するとともに、自衛隊の連絡要員を受け入れる。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

ア 事前準備

- (ア) 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。その際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、経度・緯度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。



イ 受け入れ時の準備

- (ア) 離着陸地点には、下記基準の **(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - (イ) ヘリポート内の風圧で巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
 - (ウ) 砂塵が舞い上がることが想定される場合は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - (エ) ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。
- ※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (3)ヘリポート可能箇所

5 自衛隊災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次に掲げるものを基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 基本方針

市に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興をすすめるために、事前に登録されたボランティアグループや市内からのボランティアの受け入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティア及び防災活動・災害救援活動の分野で協力が可能なNPOについての窓口を設置して適切な受け入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

2 対策

(1) 災害ボランティアセンターの開設

ア 市は、必要な資機材を確保して災害ボランティアセンターを速やかに設置する。なお、災害ボランティアセンターの運営は、北名古屋市社会福祉協議会に要請する。

イ 市は、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体に要請する。

ウ 災害ボランティアセンターには、市職員や、社会福祉協議会、コーディネーター、防災ボランティアの会員等を配置し、ボランティア等の受け入れに関して、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行う等の支援を行う。

(2) コーディネーターの役割

ア 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、社会福祉協議会とともにボランティアの受け入れ（受付け、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

イ コーディネーターは、行政機関、社会福祉協議会、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層すすめるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

(3) ボランティア団体等の連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

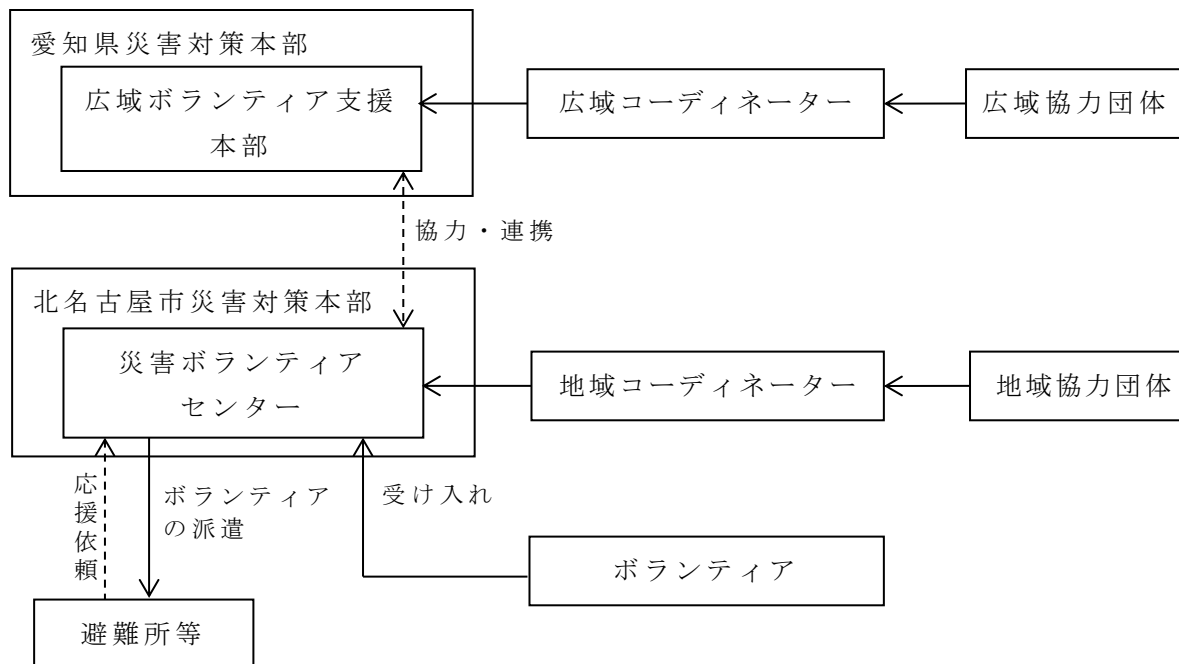
(4) 協力が予想されるボランティア団体

ア 愛知県・北名古屋市防災ボランティアグループ

イ その他のボランティア団体等

赤十字奉仕団、青年団、女性の会、高等学校、大学、高等技術専門学校生徒、各種団体、県外からのボランティア、アマチュア無線クラブ

《ボランティア受け入れの流れ》



第5節 防災活動拠点の確保

1 基本方針

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について関係機関との調整の上、確保を図る。

また、市は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図る。

2 対策

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

要件等	地区防災活動拠点	
災害想定規模	市区域内 局地的な風水害及び土砂災害等	
応援の規模	隣接市町村等	
役割	市内の活動拠点	
拠点数	市内で1箇所程度	
要件	面積	1ha以上 中型のヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

(2) 予定する活動拠点

区分	集積・集結場所
資機材・物資等集積場所	東庁舎及び隣接する総合体育館
自衛隊等の救援部隊、電力等ライフラインの復旧支援隊の活動拠点	文化の森、文化勤労会館、ジャンボプール
中型ヘリ離発着可能場所	訓原中学校
救護所	健康ドーム

第6節 労務者、技術者等の供給

1 基本方針

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、これに必要な要員の確保を図る。

2 対策

(1) 労務者、技術者等の雇上げ（様式44）

ア 災害救助法における実施基準

(ア) 労務者、技術者等の雇上げの対象範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な要員とする。

(イ) 労務者、技術者等の雇上げの対象期間は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な期間とする。

(2) 労務者、技術者等の雇用

職員等のみでは災害応急対策に従事する人員が不足するとき、または土木作業、清掃作業等、専門的技術を必要とするときは、労務者、技術者等の雇上げを行う。

(3) 民間人に対する従事命令又は協力命令

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民または当該応急措置を実施すべき現場にいるものを従事させることができる。

(4) 労務者、技術者等の確保

市は、必要があると認めるときは、県を通じて公共職業安定所に対して次の事項を明らかにすることにより、必要な要員の供給あっせんを依頼する。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・ 必要要員数 | ・ 男女別内訳 |
| ・ 作業の内容 | ・ 作業実施期間 |
| ・ 賃金の額 | ・ 労働時間 |
| ・ 作業場所の所在 | ・ 残業の有無 |
| ・ 労務者、技術者等の輸送方法 | ・ その他必要な事項 |

第5章 救出・救助対策

基本方針

生命、身体が危険な状態から自力で脱出できない者、あるいは生死が不明な者の救出をまず最優先として、あらゆる手段を尽くして救出する。救出後の負傷者については医療機関にすみやかに搬送する。

第1節 救出・救助活動

1 実施内容及び応援協力関係

(1) 要救出者

浸水家屋や危険個所に孤立して、生命・身体が危険な状態で、自力で脱出できない者、あるいは生死が不明な者

(2) 救出の方法（様式13～15）

要救出者は、まず自主防災会等、付近の市民等が可能な範囲で救出するが、能力を超えるものは、消防署員・消防団員・市職員、必要により自衛隊等に要請して救出する。この際、特に専門的技能を持たない者の二次災害発生の防止に注意する。

救出した負傷者については、医療機関へ搬送する。救出にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先する。

(3) 警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため、警察に対し交通規制及び現場における警備等を依頼する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、本部長は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより関係機関に協力要請を行う。

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 その他

災害救助法が適用された場合、県計画第3編 第5章 第1節「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 基本方針

市は、通信機能の寸断・途絶、緊急道路の閉鎖や渋滞の発生による要救助者の搬送、被災の全体像把握、応急活動要員や資機材の不足等に対応するため、必要に応じて名古屋市消防航空隊に対して、防災ヘリコプター等による発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等の実施を要請する。

また、現在、広域避難場所に指定されている小中学校のグラウンドのうち、ヘリポートとして使用可能な箇所については、防災ヘリコプターの離着陸拠点、物資投下の拠点として使用する。

2 対策

(1) 要請内容

市は、名古屋市消防航空隊に対し、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を要請する。

ア 被害状況調査等の情報収集活動

イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

ウ 災害情報、警報等の広報

エ 火災防御活動

オ 救急救助活動

カ 臓器等搬送活動

キ その他防災ヘリコプター等による災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 出動に伴う要請

ア 本部長は、市域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、名古屋市消防航空隊に防災ヘリコプター等を出動依頼する。

イ 本部長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この項において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援が行われる。

(ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合

(イ) 市及び西春日井広域事務組合の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(ウ) その他救急救助活動等において防災ヘリコプター等による活動が最も有効な場合

ウ 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害発生現場の気象状況
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

エ この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」及び「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」の定めるところによる。

(3) 受入態勢

市は、防災ヘリコプターの出動を要請したときは、名古屋市消防航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入態勢をとる。

- ア 離陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の病院への搬送
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療救護

1 基本方針

市は、災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、応急的な救護所の開設や医療チームの派遣を要請する等により緊急の医療態勢の確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、市は、尾張西部区域における保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 対策

(1) 医療の方法（様式 25～30）

ア 医療救護所の開設

医療救護所を開設するため、医師の派遣を西名古屋医師会に要請する。

イ 医療救護班の派遣要請

市は、状況に応じて順次県へ医療救護班の派遣を要請し、現地活動ができる受け入れの措置をとる。

ウ 救護所の設置

市は、次に掲げる場所に救護所を開設し、必要に応じ巡回救護を行う。

(ア) 健康ドーム

(イ) その他の被災者の多い地点等

エ 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関が行う。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ヘリコプター等による搬送を要請する。

オ 災害拠点病院、2次救急医療機関等への搬送

《災害拠点病院等》

災害拠点病院	尾張西部区域	一宮市民病院	一宮市	0586-71-1911
		総合大雄会病院	一宮市	0586-72-1211
		厚生連稲沢厚生病院	稲沢市	0587-97-2131
	近隣地域	小牧市民病院	小牧市	0568-76-4131
		日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	名古屋市	052-481-5111
2次救急医療機関	済衆館病院	北名古屋市	0568-21-0811	
	はるひ呼吸器病院	清須市	052-400-7100	

(2) 薬剤師の派遣要請及び活動

ア 市長は、西春日井薬剤師会に対して、備蓄している医薬品の供給並びに薬剤師の派遣を要請する。

イ 西春日井薬剤師会から派遣された薬剤師は、市及び医療チームと協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品や衛生材料は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、まず西春日井薬剤師会の備蓄品で対応し、次いで西春日井広域事務組合東部休日急病診療所の備蓄（ランニングストック）及び最寄りの医薬品等販売業者から調達する。災害の状況等により不足する場合、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて調達の要請をする。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社血液センターに調達を要請する。

(4) 応援協力関係

ア 市は、尾張西部区域における保健医療調整会議に参画して、県及び近隣市町との情報共有を図る。

イ 市は、西名古屋医師会に要請して派遣された医師等をもってしても医療・助産の実施が困難な場合は、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて医療救護班等の応援要員、域外搬送等の応援を要請する。ただし、尾張西部区域における保健医療調整会議が設置される以前に必要な場合は、直接他市町村に依頼する。

(5) 防災拠点施設・設備等の充実

市は、医療救護活動が円滑に活動できるよう医療救護に係る防災拠点施設・設備等の充実を図る。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (1) 防災拠点

3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (5) 医療関係機関

第2節 防疫・保健衛生

1 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期す。激甚な被害が生じ、又は夏季における大災害が発生する等、県内のみでの対応が困難となった場合、県は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を強力に実施する。

また、市は、健康相談等の実施体制を確保し、早期に保健対策を実施することにより、被災に伴う健康障害を予防できるよう支援する。

2 防疫措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

市は、県の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査にあたる。

なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するための必要があるときは、当該者に対し健康診断を受けるべきことを勧告し、県が実施する感染症指定医療機関への入院、移送を補助する。

(2) 防疫班の編成と県への要請

市は県に準じて市災害対策本部に防疫班を設ける。

積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者等の発生があった際、あるいはその徴候が見て取れるような状態が発生した場合には、防疫班を派遣して態勢の拡大を図るとともに、県に対し防疫班の派遣を要請する。

(3) 清掃及び消毒

県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ア 市は、道路・側溝・公園等公共の場所を中心に清掃する。

イ 市は、被災の直後に自主防災会等の協力を得て各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

(4) 感染症法により家庭用水の使用が制限される場合の家庭用水の供給

ア 知事の命令による家庭用水停止命令期間中の供給を行う。

イ 家庭用水の供給量は、「第23節 救援対策 2 給水」に準じて実施する。

ウ 使用停止措置までに至らなかった場合であっても井戸水・水道の衛生管理について指導する。

(5) 避難所の生活環境

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(6) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者及び保菌者が発生した時は、必要に応じて隔離に協力する。

イ 既設の施設に受け入れることが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて受け入れる。

(7) 避難場所の防疫指導

ア 給食従事者は健康診断を受けた者を充て、できるだけ専従とする。

イ 飲料水については、使用のつど消毒するよう指導する。

(8) 応援協力関係

ア 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

イ 市は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、人員及び資機材等に不足を生ずる場合は、他市町村及び県に応援を要請する。

ウ 市は、保健活動により心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

3 保健対策

(1) 健康診査

被害を受けた住民に対し、避難所及び仮設住宅等において、健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。また、必要により予防接種について県に要望する。

(2) 予防接種

ア 市は、厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認め、県が予防接種を行う場合はこれに協力する。

イ 市は、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い実施する。

(3) 広報及び健康指導

市は、県の協力を得て、被災した住民に対し、感染症を予防するための指導及び広報に努める。

(4) 巡回保健相談の実施

避難所や被災家庭の環境整備や心身両面の健康管理を行うために、早期に保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談や口腔ケア等を実施する。

また、保健・医療・福祉等のサービスが適切に提供されるよう調整を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保険・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、避難所の生活環境を整備するため、避難者の健康状態を調査するとともに、居室の整理、清掃、感冒予防等の健康教育を実施する。

(5) 巡回栄養相談の実施

避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談や避難所等における被災者の食生活支援・相談を実施する。避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、県が公益社団法人愛知県栄養士会と締結した「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

また、災害が大規模であるため等の理由により、避難所生活が長期化する場合には、避難者への食品供給担当部門に対して食事等の助言を行う。

さらに、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、巡回相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施し、栄養の適正化の早期実現を支援する。

(6) 保健師、栄養士等の確保

保健師、栄養士等が確保できない場合は、尾張西部区域における保健医療調整会議を通じて派遣を要請する。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等における保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 市は、県が収集した保健活動に必要な災害情報の提供と支援を受ける。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等、心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

具体的には、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等の長期的な被災者の心のケア対策を行う相談センターを設置する。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体

制を整える。

(5) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請

保健活動により、必要と認められる場合は、県に対しD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

5 衛生管理

(1) 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(2) 被災地域における動物の保護

市は、県が実施する被災動物の保護及び収容に協力するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度を活用し、危害を防止する。

また獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(3) 応援協力関係

市は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、人員資機材等に不足を生ずる場合は、他市町村及び県に応援を要請するとともに、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

また、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

道路の障害状況及び交通状況の把握に努め、避難路及び緊急交通路を迅速に確保する。このため被災地域への一般車両の流入を禁止、あるいは地域を特定し、車両の通行を極力抑制するとともに、通行の禁止、危険箇所の標示、迂回指示等危険防止及び混雑緩和のための措置をとる。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<ul style="list-style-type: none"> 第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。 	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3 自動車運転者措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応急工事の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要請する。

第2節 道路施設対策

1 道路、橋りょう等の応急措置

市は、道路・橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合は、速やかに警察又は道路管理者に通報し、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるように配慮する。

また、市は、あらかじめ発災時の自動車利用を自粛するように市民に周知すると共に、発災時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡のうえ、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

2 市における措置

市は、市道について緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、以下の措置を実施する。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動等の命令
- (2) 運転者の不在時等における車両の移動等

上記の措置のため、やむを得ない必要がある場合は、他人の土地の一時使用、その他の障害物を処分し、沿道での車両保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

第3節 緊急輸送手段の確保

1 基本方針

災害時における輸送業務の円滑を期するため、対策要員及び資機材等の輸送等、輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を速やかに実施する。

この場合の緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

2 対策

市は、緊急輸送道路に関する情報、う回路に関する情報を収集し、県・関係機関へ報告通報するとともに、県に協力しつつ、輸送路の確保に努める。

- (1) 輸送力の確保（様式 48～50）

ア 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、

人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位はおおむね次の順位による。

- (ア) 市所有の車両
- (イ) 公共的団体の車両
- (ウ) 事業者所有の車両
- (エ) 自家用車両

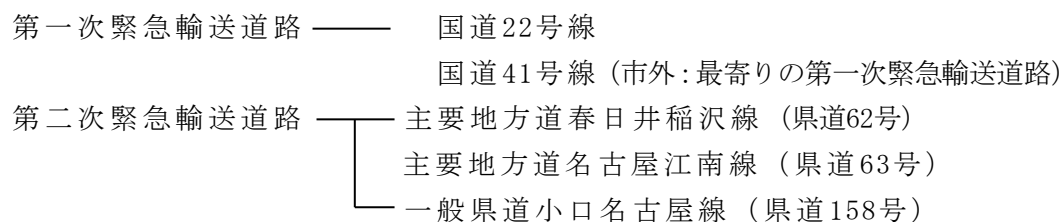
イ 災害輸送を実施するにあたり、輸送車両等で不足が生じた場合は次の事項を明示して、他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員及び輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ 県が指定する災害対策用緊急輸送道路等の市内の道路が建物の倒壊やがれき発生により、閉鎖や渋滞等が発生し、陸上の輸送ルートが途絶した場合においては、県に対して防災ヘリコプター等による物資等の応援要請を行う。

(詳細は、第33節「防災ヘリコプター等応援要請計画」による。)

(2) 災害対策用緊急輸送道路（県指定）



(3) 避難路（市指定）

第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路と広域避難場所を結ぶ主要な道路を位置づける。また、これも活かしながら、避難所の近隣を通るような主要な道路を位置づける。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 6 緊急輸送道路等

3 緊急通行車両の運行確保

(1) 緊急通行車両の確認及び事前届出

県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合は、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は県公安委員会（西枇杷島警察署）が行う。

また、市が緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（西枇杷島警察署）へ「緊急通行車両等届出書」を提出し、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の責任者は、「緊急通行車両等届出書」（様式51）を県公安委員会（西枇杷島警察署）に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両等であると確認したときは、「緊急通行車両等確認証明書」及

び標章（様式 52）が交付される。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

5 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。

第8章 水害防除対策

第1節 水防

1 基本方針

風水害による洪水等が発生し、又は発生が予想される場合これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

なお、詳細については、「北名古屋市水防計画書」による。

2 対策

(1) 水防活動

ア 水防団等の出動

本部長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態になったとき、又は、県及びそれぞれの水防管理団体の水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときには、水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

本部長は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異状を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防等の状況を県に連絡する。

ウ 水門等の操作

市（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、県管理河川より洪水の逆流を確認した場合は、逆流防止ゲート等の操作により氾濫防止に努める。

エ 雨水排水ポンプの運転調整

市は、一級河川庄内川水系新川流域において、河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的に雨水排水ポンプの排水調整を実施する。

オ 水防作業

河川、堤防等が漏水、崩壊、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法の実施により、崩壊等を防止する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

本部長は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないような措置を実施する。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 排水用機器の使用
- (オ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(ア)から(エ)（(イ)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

(2) 内水排除

市は、内水氾濫等により湛水した場合は、内水排除のため、雨水排水ポンプにより排水作業を実施する。

排水先の河川そのものが危険となった場合には、排水作業が停止されることがある。

3 応援協力関係

(1) 本部長は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保について応援を要請する。

なお、広域的な応援要請、あるいは自衛隊の派遣要請を要望する必要がある場合は、県へ要請する。

(2) 本部長は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に出動を要請する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 4 水防施設・設備等

第2節 防災営農

1 基本方針

災害による農地、農業用施設、農作物等への被害を最小限にするため、営農関係被害の防除活動を的確に実施する。

2 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大を防止するため迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施するとともに、被害状況に応じて関係機関へ応援を要請する。

また、雨水排水ポンプ場等が被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(2) 農作物に対する応急措置（災害対策技術及び病虫害の指導）

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県尾張農林水産事務所や西春日井農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(3) 凍霜害防除

市及び西春日井農業協同組合は、凍霜害が予想される場合は、無線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるように措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

3 応援協力関係

市及び土地改良区は、農業用施設に対する応急措置の実施にあたり、必要に応じて、県、他土地改良区へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の開設・運営

1 避難所・現地連絡所の開設及び運営

(1) 避難所及び場所の指定

市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づき、所有者又は管理者の承諾を得て指定した避難所のうちから、被害を免れた避難所、二次災害の恐れのない避難所等、災害の発生状況等に応じて避難に適した場所を指定する。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

ア 一時避難所

一時避難所は、主として災害発生時に避難者を一時的に避難させ、保護する施設とする。なお、水害発生時は、基本的に使用しない。ただし、水害の際に市民等が避難してきた場合は、職員は速やかにこれらの避難者を避難所に誘導するものとするが、水害の状況等によって、こうした移動が困難な場合は誘導せず、職員は避難所等から必要な物資を運び避難者に支給する。

イ 長期避難所

長期避難所は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期におよび宿泊を要するとき避難者を避難させ保護する施設とする。

ウ 広域避難場所

広域避難場所は、大災害による火災から市民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、広場（校庭を含む。）等を広域避難場所として指定し、要避難地区のすべての市民を避難させることができるよう配置する。

また、広域避難場所を指定した場合は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識を設置し、平素から地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

なお、広域避難場所に存在する校舎及び体育館等の建築物は、水害時には「避難所」として、避難者を避難させ保護する施設とする。

(2) 避難所の選定基準

ア 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、テント等を設置することが可能な規模を有する。

イ 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないもの。

ウ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるもの。

エ 周囲に多量の可燃性物質の貯蔵施設がないところ。

オ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところ。

カ その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であるもの。

(3) 避難所の開設

市は、災害等により避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

また、要配慮者に配慮して、福祉施設等の施設を要配慮者避難所に指定するとともに、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

特に水害発生の危険性が存在する場合は、市民の自主的な避難や現地連絡所（避難所等に併設）としての機能確保のため、避難勧告の発令以前から開設する必要がある。具体的な開設時期としては、避難勧告の発令基準等も参考にして、新川や中江川の水位、市内及び上流部の降雨状況等を参考にして総合的に判断する。

さらに、市は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、備蓄資機材等を計画的に設置するよう努める。

(4) 避難所の設置報告及び避難状況報告

避難所を設置した場合には、本部長は直ちに避難所開設状況を知事に報告する。この場合の報告事項はおおむね次のとおりで、高度情報通信ネットワーク等で報告する。

ア 避難所開設の日時・場所

イ 箇所数及び避難人員

ウ 開設期間の見込み

(5) 避難所の運営（様式 10～12）

市は、まず職員を避難所に配置し、避難者自身の協力を得て当初の避難者の受け入れを実施する。その後速やかに避難者が自ら避難所を運営できる態勢（避難所運営委員会等の組織の立ち上げ等）を確立し、安全かつ適切な管理を図る。

また、避難所に配置された職員は次の点に留意し、避難所運営委員会等の避難者と協力しつつ避難所の運営にあたる。

この際、運営における女性の参画を推進するとともに、要配慮者等への配慮を重視する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的にすすめるとともに、市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

イ 避難者の把握

必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、施設の規模からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な性の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に係る情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、職員、ホームヘルパー等による支援を行う。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。なお、食物アレルギーや宗教上の理由により食べられないものがある者について、「避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、

自主防災会、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等、避難所の公衆衛生の向上に努める。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(6) 応援協力関係

ア 避難者の誘導及び移送の要請

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村、県又は自衛隊へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

イ 避難所開設の応援要請

市は、自ら避難所の開設が困難な場合又は被災した市民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

なお、県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

(7) 避難所の閉鎖

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは避難所の閉鎖を決定し、避難所運営委員会等に通知する。

2 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

第2節 要配慮者支援対策

1 基本方針

要配慮者については、自主防災会等の協力のもと、早めの避難を促して支援することにより、安全を確保する。

2 対策

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の認識

要配慮者とは、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、療育の必要な児童、養育の欠ける児童、医療的ケア児者、病人、乳幼児、妊婦、外国人等、災害に際して迅速な行動をとることが困難であり、また必要な情報が得られない等、災害時においてハンディキャップのある者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する者とする。

(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材を確保した市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(3) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援す

る。

(5) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(6) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

(7) 相談窓口の開設

直ちに相談体制を確立するため、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携を図りながら福祉に関する情報提供・相談業務を実施する。また、市本部に設置される「災害相談窓口」に必要な相談要員を配置する。

(8) 災害情報の提供

避難勧告発令時は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災会等の協力を得て、速やかに避難誘導する。状況により、避難勧告準備情報発令の段階から避難を開始する。

ア 聴覚障害者に対しては、広報紙、一斉メール配信システム、マスコミへの文字放送・手話通訳つき放送の依頼等により広報を行うとともに、自主防災会等の協力を得て情報伝達を行う。

イ 視覚障害者に対しては、繰り返しテレビ・ラジオでの情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。

ウ 各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

エ 国際交流協会等を通じて外国人コミュニティに対して情報提供を行うとともに、国際交流団体や支援団体の協力を得て、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供の実施に努める。

オ 市社会福祉協議会等と協力して、避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

風水害等災害対策計画編 第3編 災害応急対策計画

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施工催促による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

第3節 帰宅困難者対策

1 基本方針

市は、帰宅困難者に対する対応として、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等を各機関・事業所等と協力して実施する。

このため、まず事業所や学校等は、組織として、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、状況に応じて順次帰宅させる。

また、市内の学校や郵便局等の公共公益施設における被災状況や交通機関の運行状況等の情報提供、及び協定を締結している民間企業等からの飲料水や食料の提供、企業の従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

2 対策

(1) 市における措置

ア 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、あるいは道路が断絶して、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

イ 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

ウ その他帰宅困難者への広報

市は各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

エ 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

オ 災害時緊急情報システムの整備運用

市は、避難勧告等の災害に関する情報を迅速・的確に市民等へ伝達するために、災害時緊急情報システム（一斉メール配信システム）を整備し、市民からの登録により、災害情報をパソコンや、携帯電話等へ一斉送信する。また、緊急速報メールにより市内に所在する携帯電話等へ一斉送信する。

(2) 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

災害が発生した場合、多数の市民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等が切迫して、生命の危険にさらされる状況となる。このため、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心を安定させるため迅速かつ適切な広報活動により、社会秩序の確保・安定を図る。

救援にあたっては、被災住民に対し最低限必要な衣、食、住を給与するが、被害が広域にわたる場合、救急・救助等の要員、飲料水、食料、毛布、防災活動のための資機材等の物資の配分、輸送に相当の困難が予想される。このため、通常の陸上ルートのほか・県防災ヘリコプターの要請等、輸送ルートの確保を図るとともに、県への支援要請や災害時に応援協定を締結している機関・企業等への依頼により必要な物資を確保する。

第1節 給水

災害により飲料水を確保することができない被災者に対する最小限度必要な量の飲料水を、備蓄保存水の供給、北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局による応急給水、物資供給に関する協定企業への要請等により確保する。

他市町村への応援要請については「水道災害相互応援に関する覚書」の定めにより実施する。

1 給水対象及び給水量（様式19～21）

給水は、備蓄飲料水及びろ水機によるろ過水等を現地の実情に応じて行うものとする。給水の対象は、災害により飲料水が得られない被災者とする。

また、応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応援協力関係

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

また、北名古屋水道企業団は、応急給水作業や応急復旧作業の実施が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき日本水道協会愛知県支部等へ応援を要請する。

3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第3 防災上必要な施設・設備等 5 救助用施設・設備等 (8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 2 災害備蓄食料・物品配備表

※ 附属資料編 第7 参考 1 1 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

第2節 食品の供給

非常災害時において、食料の円滑な供給を図るため、自ら炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

市は、まず備蓄食料を被災者に供給するとともに、物資の供給に関する協定締結業者と連携をとり、食品の確保を行うが、その実施が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、市において備蓄した食料を使用する。

《供給（確保）の目安》

1日分（3食/人）	家庭内備蓄による確保
1日分（3食/人）	市による確保（避難所における1日3食分の確保）
3日目以降分	広域応援、市災害流通ネットワークによる確保

1 食品の供給方法

(1) 炊き出し及び食品の供給にあたっては、現に食し得る状態にあるものを支給する。

(2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

ア 第1段階：乾パン、ビスケット等

イ 第2段階：パン、おにぎり、弁当等

(3) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

(4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

ア 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 主食の応急用供給（様式 16～18）

(1) 平素から市民に対して、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料と水を備蓄するよう周知徹底を図るとともに、市においても食料の備蓄をしておくことが必要である。

(2) 市は、まず備蓄食料等を供給する。自ら炊き出しその他による食品の供給の実施が困難な場合は、西春日井農業協同組合・北名古屋市商工会等を通じて協力を求めるか又は他市町村・県へ炊き出しその他による食品の供給の実施やこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

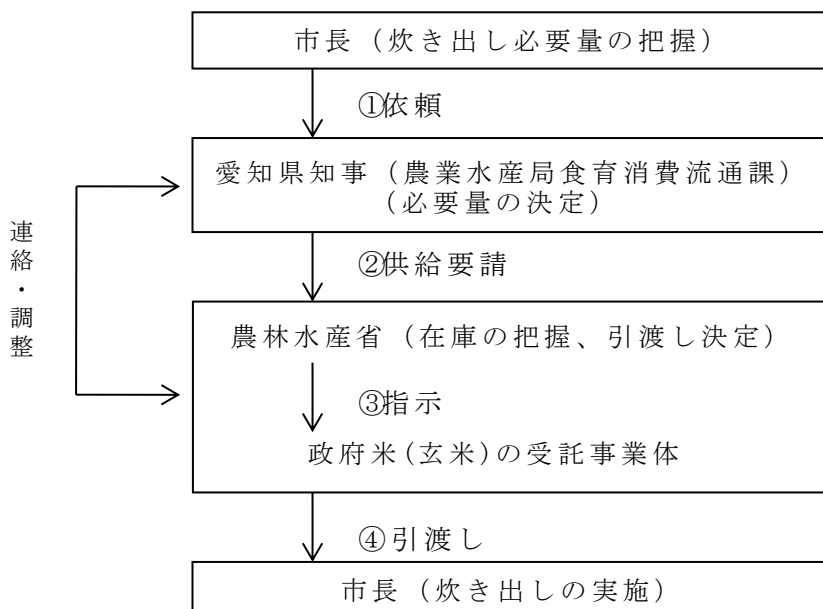
炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

また、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

さらに、本部長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

《炊き出し用として米穀を確保する手順図》



3 副食品、調味料の調達要請

市は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、県に対し、調達要請を行う。

4 衛生確保

(1) 避難所衛生巡回指導

保健所により、所轄する区域の避難所における、食品に係わる衛生状態の確認、必要な衛生指導等が実施される。

また、市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、県より指導を受ける。

ア 避難所における衛生指導の内容

リーフレット等により避難所の管理者や避難者、ボランティアを対象に衛生指導を行う。

イ 市外弁当等納入業者への指導

(ア) 市は、市外からの弁当等納入業者へ、製造所から避難所への直送最短ルートを検討、輸送手段、方法等について指導・協議を行う。

(イ) 市は、市外の納入業者や製造所を管轄する保健所に対し、衛生指導の徹底を要請する。

(ウ) 市は、市外から納入された弁当食品について、食品衛生上の安全確認を実施する。

※ 附属資料編 第4 必要物資の備蓄 2 災害備蓄食料・物品配備表

(2) 災害時における物資等の供給調達に関する協定

市は災害が発生し、災害救助に必要な食品及び生活必需品が不足した場合は、「災害時における食品・生活必需品等の確保に関する協定書」等に基づき、協定先に対して、災害救助に必要な物資等の調達協力を要請する。

(3) 栄養指導

市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。この際、必要に応じ県の支援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7 参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 1 1 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

第3節 生活必需品等の供給

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服・寝具その他の医療品及び生活必需品をそう失し、又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない者に対して一時の急場をしのぐ程度の被服その他の医療品及び生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護の措置をとる。

1 給与又は貸与方法（様式 22～24）

衣料、生活必需品、その他物資の給与又は貸与は、世帯構成員別被害状況（様式 22）に基づいた救助物資購入（配分）計画表により被害別並びに世帯の構成員数に応じて給与又は貸与する。

2 給与又は貸与する品目

生活必需品として給与又は貸与する品目は原則として、次の9種類に限定する。この際、給与又は貸与する物品の仕様等のニーズは、季節及び災害後の時間の経過とともに変化することに留意する。

- (1) 寝具（就寝に必要な最少限度の毛布及び布団等）
- (2) 被服（普通着の作業衣・婦人服・子供服等）
- (3) 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）
- (4) 身回品（タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等）
- (5) 炊事道具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具・バケツ等）
- (6) 食器（茶わん・汁茶わん・皿・箸等）
- (7) 日用品（石けん・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ろうそく・プロパンガス等）
- (9) 医薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計・頭痛薬・胃腸薬等）

3 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チー

ムにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※ 附属資料編 第7参考 11 災害救助法に係る愛知県資源配分計画について

第11章 地域安全対策

1 基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒に努める。

2 対策

保安及び地域安全対策として避難後の住宅密集地域、避難場所、救援物資集積所、金融機関等の防犯対象及び犯罪等の多発地域等については、重点的に警ら警戒及び地域安全活動等を強化し、各種犯罪等の未然防止に努める。

また、サイバー攻撃に対する情報収集、市民への情報提供についても注意する。

3 放浪犬猫の収集・処理

被災により放浪する犬猫について、関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

4 応援協力関係

市は、警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

1 基本方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、適切に処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

その際、遺体の検視、医学的検査、身元確認等をできる限り綿密に実施する。

また、遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

2 応援協力体制

市は、自ら遺体の捜索・収容、処理、埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行う。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第1節 遺体の捜索

1 遺体の捜索（様式 31～33）

市は、県警察と緊密に連絡をとりながら捜索し、遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得たのち、速やかに収容し、安置する。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は、身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体が発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

第2節 遺体の処理

1 遺体の検視（様式 34）

収容した遺体の検視（調査）は警察が実施する。このため、発見時付近に警察官が所在しない場合は、警察に連絡するか、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容し、後ほど検視を受ける。

2 遺体の検案

市は、遺体（医師の診療中に死亡したものを除く）について医師による遺体の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

3 遺体の処理

市は、検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体についておおむね次により処理する。

- (1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院や学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、警察その他医師会等の関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

※ 附属資料編 第5 2 災害時における協定を締結している企業等

5 身元不明の遺体の処理

本市が被災していない場合であっても、河川等に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

第3節 遺体の埋火葬

市は、火葬施設を保有していないため、県あるいは近隣の火葬施設を有する自治体に依頼して埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。その他、市が行う事項については次のとおりとする。

1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付（様式 35）

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

3 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体の埋火葬の処置を実施する。

4 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

5 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

第13章 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

電力、ガス、水道及び下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても速やかに復旧又は供給を再開することが必要である。このための応急工事をはじめ緊急措置をすみやかに各事業者を実施させるとともに、必要な事項について協力する。

また、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

なお、復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

市は、次にあげる各事業者の実施事項に対して、指導・要請するとともに、必要な事項について協力する。

1 電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には中部電力パワーグリッド株式会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の市民等への報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(3) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

(4) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(5) 応援協力関係

自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に電力の融通を要請する。また、応急工事の実施が困難な場合は、他の電気事業者等に応援を要請する。

(6) 広報

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

第2節 ガス施設対策

1 ガス（東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む））

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかにガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 災害時における応急工事

ガス事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良及び停止となった地域への供給再開を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 災害時におけるガスの保安

ガス導管の折損等によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、危害防止に必要な措置を講ずる。

(5) 応援協力関係

応急工事の実施が困難な場合、関係団体を通じて他のガス事業者等に応援を要請する。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

1 水道（北名古屋水道企業団、名古屋市上下水道局）

(1) 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう周知する。

(3) 応援協力関係

応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合、「水道災害相互応援に関する覚書」により、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い、応援を要請する。

第4節 下水道施設対策

市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

1 応急復旧活動の実施

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

2 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第5節 通信施設の応急措置

1 基本方針

無線通信施設に障害が生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、保守契約企業等に依頼して早期回復を図る。

また、電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防除し、一般通信を確保するための通信事業者が実施する

災害応急対策の状況を確認支援し、被害の軽減と早期の復旧を図る。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

2 対策

通信事業者が実施する次の措置事項について確認、指導、支援をして、被害の軽減と早期復旧を図る。

- (1) 災害が発生した場合は、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を市等の関係防災機関に連絡する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻そうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- (4) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

1 対策

- (1) 被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
- (2) 被災地の郵便物の運送・集配を確保するための応急処置を講ずる。
- (3) 被災者支援のための、無料化・料金免除の処置を講ずる。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

1 市及びライフライン事業者等における措置

- (1) 現地作業調整会議の開催
ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。
- (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開
合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場までの復旧現場までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 航空災害対策

1 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、「3情報の伝達系統」により県及び大阪航空局中部空港事務所又は防災関係機関に通報する。
- (2) 大阪航空局中部空港事務所と協力して危険防止の措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- (3) 必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等に依頼して医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合は、本編第12章「遺体の取扱い」により遺体の収容、捜索、処理活動等を実施する。

- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、西春日井広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

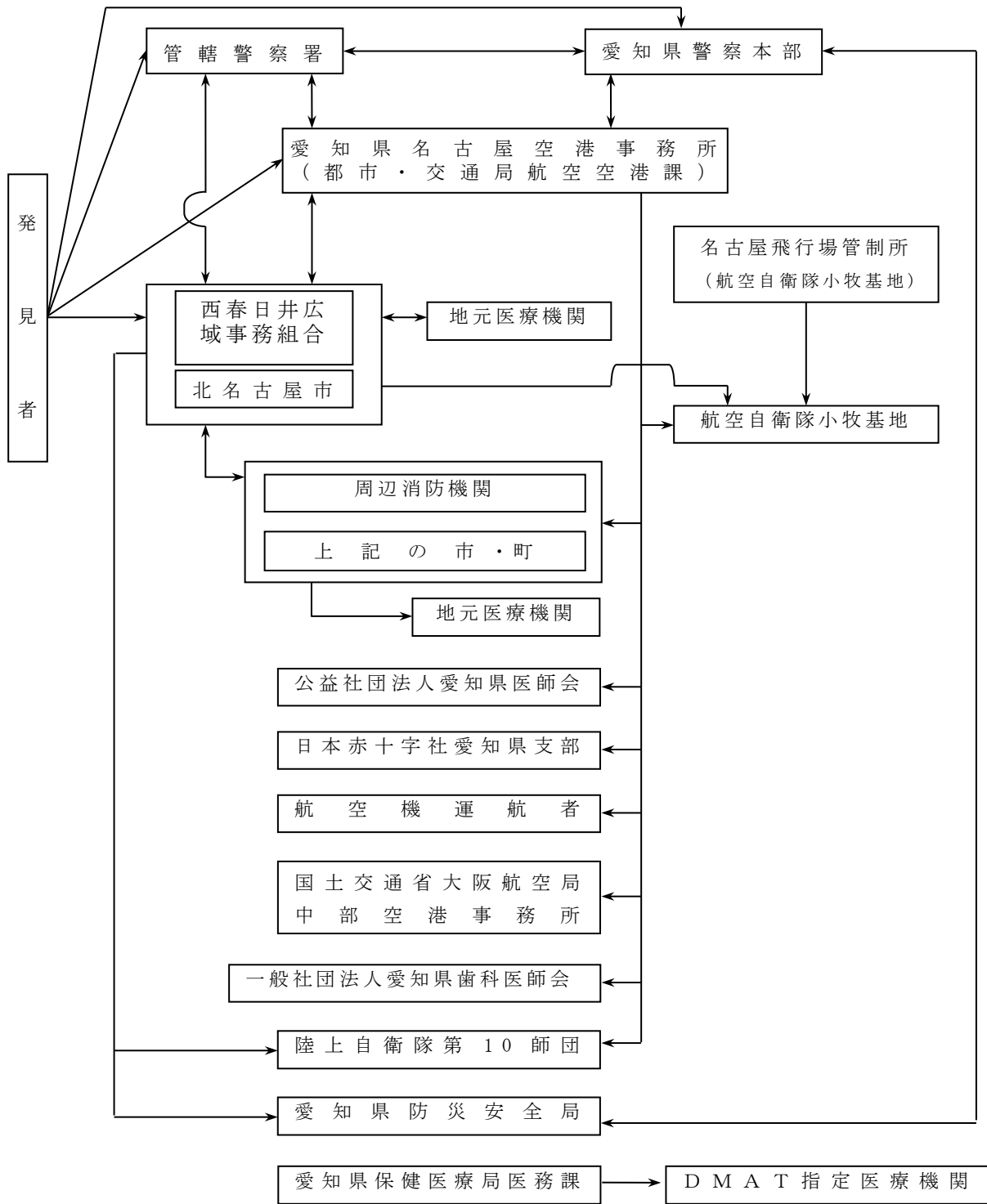
- (8) さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ※ 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する協定
(H7.1.20 締結)
愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に基づく覚書
(H7.11.1 締結)

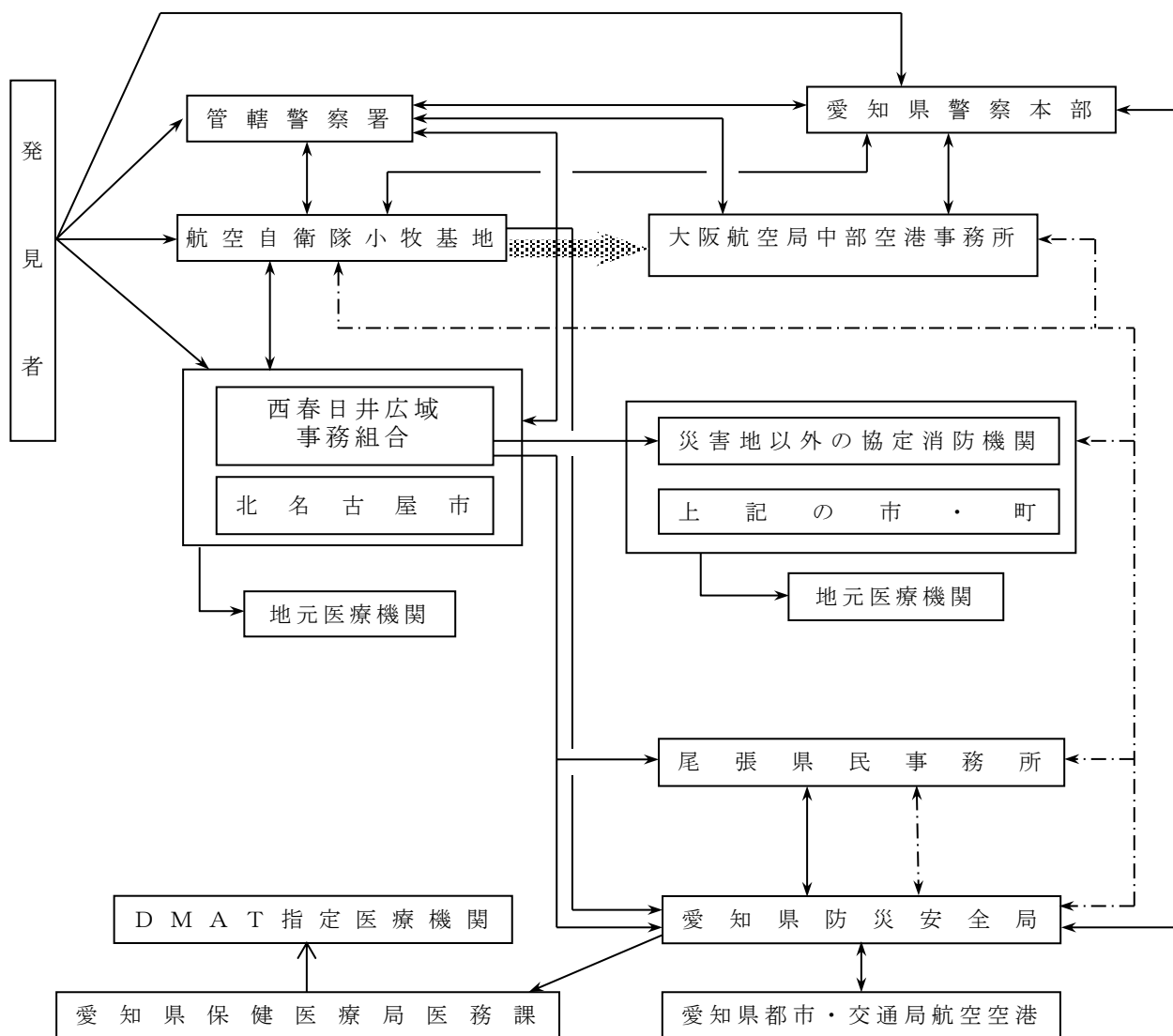
3 伝達系統

(1) 愛知県名古屋飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合



※ 伝達手段
 → 一般加入電話

(2) 愛知県名古屋飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合



- (注) 1 飛行場周辺地域とは「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づく第2種区域をいう。
 2 消防協定機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。
 3 災害地消防機関又は災害地以外の協定消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。
 4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部の場合の名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部への伝達方法は、ホットラインとする。

※ 伝達手段

☞ 専用線（クラッシュホーン）

→ 一般加入電話

< 副次ルート >

⋯→ 県防災行政無線（同時一斉 FAX 使用可）

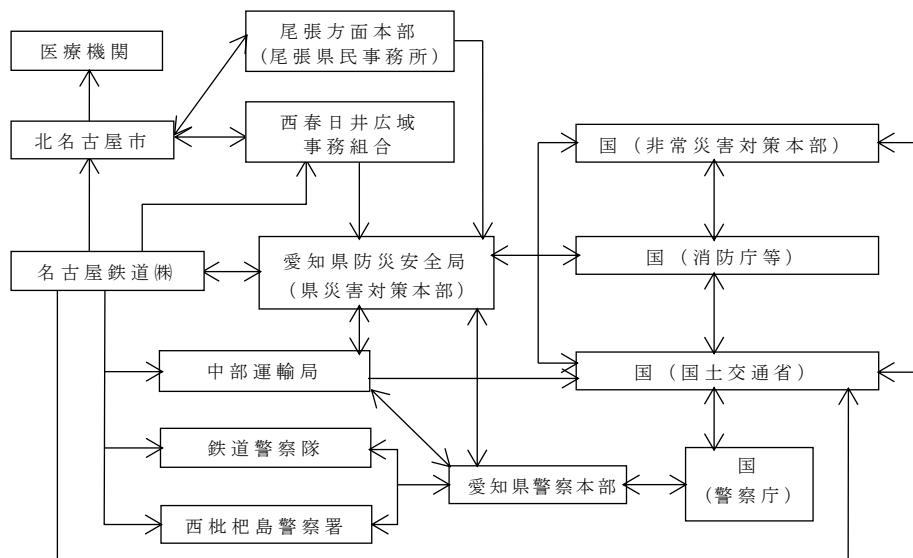
第15章 鉄道災害対策

1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）が発生した場合、消防機関や鉄道事業者等と協力し、負傷者の救助・救急活動・消火活動への協力、避難の処置等を実施し、被害を最小限に抑える。

2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 対策

(1) 市は、次の事項について鉄道事業者の措置（名古屋鉄道㈱）の確認、指導、協力を実施する。

ア 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに市、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

イ 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

ウ 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動・初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動・消防活動をする各機関に可能な限り協力する。

エ 大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(2) 市の措置

ア 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したと

きは、県に連絡する。

イ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動・消防活動を実施する。

エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」により実施する。

オ 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

キ 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請することができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

ク 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

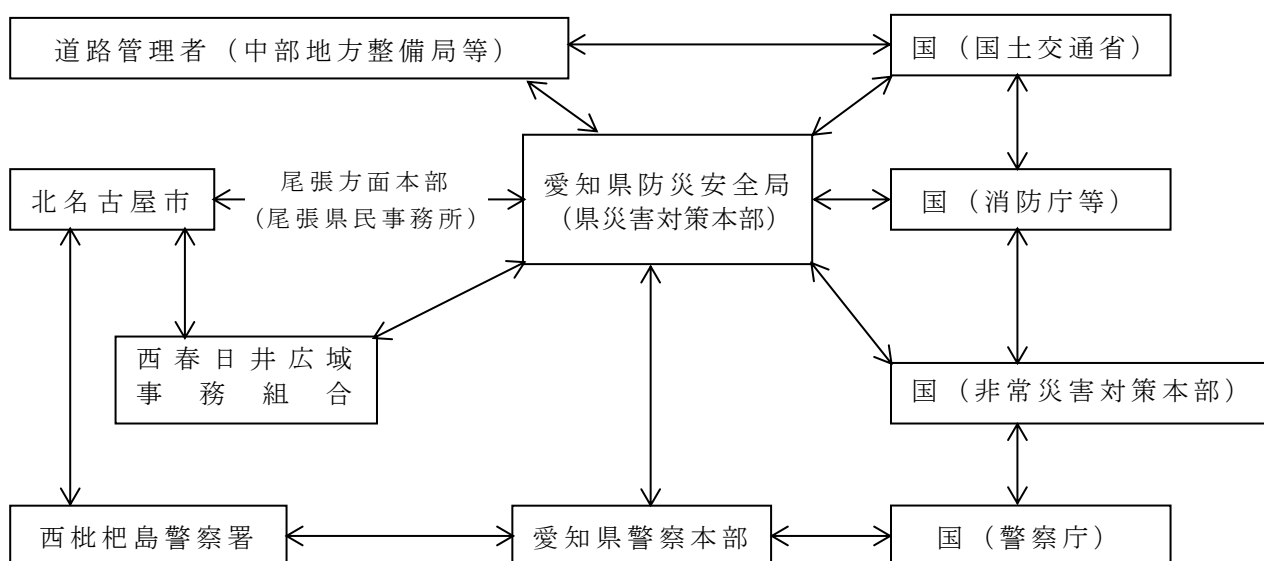
第16章 道路災害対策

1 基本方針

道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対しては、消防機関や道路管理者等と協力し、負傷者の救助・救急活動・消火活動への協力、避難の処置等を実施し、被害の軽減に努める。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 対策（市の措置）

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、巡視を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動・消防活動を実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」により実施する。

- (6) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請することができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

4 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事を要請する。

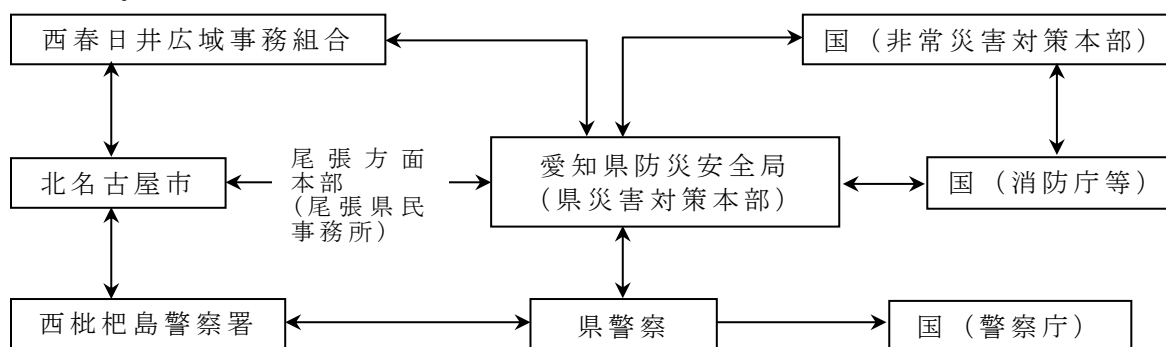
第17章 大規模な火事災害対策

1 基本方針

大規模（多数の死傷者等の発生や多くの建物の延焼等）な火災が発生した場合は、まず人命の保護を優先するとともに、更なる規模の拡大防止、消火に努める。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 対策

(1) 市の措置

ア 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 直ちに火災現場に出動し、消防団及び西春日井広域事務組合と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

ウ 市民等の避難の指示等については、本編第2章第2節「避難情報」の定めにより実施する。

エ 必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

オ 火災の規模が大きく、市及び西春日井広域事務組合等で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、西春日井広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等に依頼して医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合は、第12章「遺体の取扱い」により遺体の収容、

搜索、処理活動等を実施する。

ク 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

ケ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 消防団の措置

消防団は地域に密着した防災機関として、大規模な火事災害が市内で発生した場合は、直ちに火災現場に出動し、市及び西春日井広域事務組合と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動及び延焼火災その他災害の防御にあたる。

4 応援協力関係

市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送する場合、必要により、県警察へ先導等を依頼する。

第18章 住宅対策

第1節 被災宅地の危険度判定

1 基本方針

災害により、多くの宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。また、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうか等の判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。

このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行いその危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

2 実施内容

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

ア 市は、市内で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

(2) 県による被災宅地危険度判定支援本部への要請

市は、判定能力が不足する場合は、県に対して被災宅地危険度判定の実施及び応援判定士の派遣等の後方支援を要請する。

(3) 被災宅地危険度判定活動の実施

判定士が被災状況を現地調査して、危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

第2節 被災住宅等の調査

1 基本方針

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

2 実施内容

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 基本方針

市は、県が実施する、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空き家の提供に対し、協力する。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 県等が実施する対策

県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空き家を選定・確保し、空き家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 基本方針

市は、県が実施する、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理に協力するとともに、障害物の除去を実施する。

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

また、応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

2 実施内容

(1) 応援協力の要請（様式 36～39）

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、用地の選定にあたっては、二次災害に十分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

(4) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(5) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、市は、県が行う救助の補助として委託を受けこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映でき

るよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(6) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 対策（様式40～42）

(1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則

による。

イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 対策（様式 43）

(1) 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われることになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第19章 学校等における対策

基本方針

災害が発生し、又はそのおそれのある場合に、学校及び保育園等は、児童生徒の安全の確保を第一とし、迅速に必要なかつ適切な措置をとる。

また、災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が、応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、学校等は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、気象警報等の把握に努める。

なお、市は、関係機関等からの必要な情報を学校に伝達し、保育園・幼稚園・学校にあっては、家庭（保護者）へあらかじめ定めた連絡方法をもって伝達する。

2 避難等

学校及び保育園等が被災し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して「第7章 避難行動の促進対策」に基づいて学校及び保育園等であらかじめ定めた計画により児童生徒を避難させる。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校及び保育園等にあっては、積極的に協力する。

3 臨時休校（園）等の措置

学校等においては、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われた場合には、市教育委員会又は各学校長が臨時休業等の措置をとる。

ただし、各学校長が決定し、行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により市教育委員会と協議するものとする。

なお、保育園にあっては本部長が決定する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微な場合
速やかに応急修理して授業を実施する。
- (2) 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合
使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。
なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。
- (3) 校舎が被災により全面的に使用困難な場合
市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (4) 校舎等が集団避難施設となる場合
授業実施のための校舎等の確保は、(2)・(3)の場合に準ずるものとする。
また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、早期授業の再開を図る。
なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

3 学校給食の応急実施

- (1) 給食施設設備の整備
給食施設設備は応急給食のほか、災害時には非常炊き出しにも使用されるので、被害のあったときは速やかに修理する。
- (2) 給食用物資の確保
学校給食センターの施設損壊により、給食が実施できないときは、市内あるいは近傍の営業可能な食品製造業者等に対し、必要量の供給を要請・調達する。

第3節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等をそう失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6（県計画第3編第25章 第4節）により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

(1) 給与の方法（様式45、46）

ア 給与の対象となる児童生徒の確実な数を把握するため、被災者名簿と各学校における学籍簿とを照合し、被害別及び学年別人数を把握する。

イ 学用品は、実際になくなったものについて支給する。

ウ 優先的にまず教科書を確保する。

エ 学用品の購入（配分）計画表（様式45）を作成し、これにより購入（配分）する。

(2) 学用品の給与品目

給与品目は、被災状況程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。ただし、例示した品目以外のものであっても被害の実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えなく、文房具及び通学用品についてもある程度変更することができる。

ア 教科書及び教材

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、帽子、長靴等）

また、教材については、原則として教育委員会に届出て承認を受けているものに限られる。

2 応援協力関係

(1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要請する。

3 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、学用品の給与についての対象者・期間・経費については、災害救助法施行細則による。

第20章 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

1 実施内容

(1) 輸送費の支出

応急救助に際して、公用車による輸送力だけでは不足する場合は、輸送業者等への輸送の委託、車両の借上げ等に対し輸送費を支出する。

(2) 賃金職員等雇上費の支出

応急救助のための賃金職員等雇上費の支出（労働者の雇用）は、当該救助を実施するために必要最小限の範囲で行う。

2 その他

災害救助法が適用された場合の活動範囲、期間、費用、記録については災害救助法施行細則による。

※ 附属資料編 第7参考 10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第21章 義援金品等の募集・受付・配分

1 基本方針

各方面から被災者に対して寄託される、義援金品等の募集、受付、配分等を迅速的確公正に実施する。

2 対策

(1) 義援金品等の募集、受付

ア 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等により、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集されることがある。

イ 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援物資を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け及び配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ウ 受付窓口は日本赤十字社愛知県支部等により開設され、寄託される義援金を受け付ける。

なお、義援物資は原則として不足している品目に限定して受け付けられる。

また、企業等からの同一規格のものが相当量調達できる時のみ、これを受け入れる場合がある。

(2) 義援金品等の配分

ア 市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

イ 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、配分委員会により、公正に配分される。

ウ 報道機関、各種団体等に寄託された義援金品を被災者に配分する際、市に寄託されることがある。

エ 配分にあたっては、暴力団等による不正受給の防止を図る。この際、一般の受給者に誤解を生じないように配慮する。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、市は復興計画を作成し、計画的に復興を進める。また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

第1節 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする場合、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

公共施設の災害復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

従って、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 公園災害復旧事業
 - エ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 根拠となる法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
 - コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置法等に関する

法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

4 全般留意事項

混乱に乗じた暴力団による事業への参入を、警察と連携して防止する。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受ける場合の方法及び指定を受けた場合の方法及び等について定める。

1 法律により一部負担又は補助するもの

(1) 根拠となる法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置法等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。

2 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額の特例
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

1 基本方針

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生、また、倒壊建築物等の解体に伴う粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

このため市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境衛生の保全を図るため災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処理する。

2 対策

(1) 情報の収集

市内の情報を収集・把握する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ がれき・残がい物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場、仮施設処理場の確保状況

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推定した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(4) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、この収集、処分に

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(5) 災害により漏出等した有害物質の処理

情報の早期収集を図るとともに、事案が発生判明した場合は当該事業者等に対して速やかな対応を指導するとともに、必要により県に処理の支援を要請する。また、アスベストの飛散防止にも留意する。

3 がれき・災害廃棄物対策

(1) がれき等の処置

市は、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理をすすめる。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

(2) 分別・リサイクルの徹底

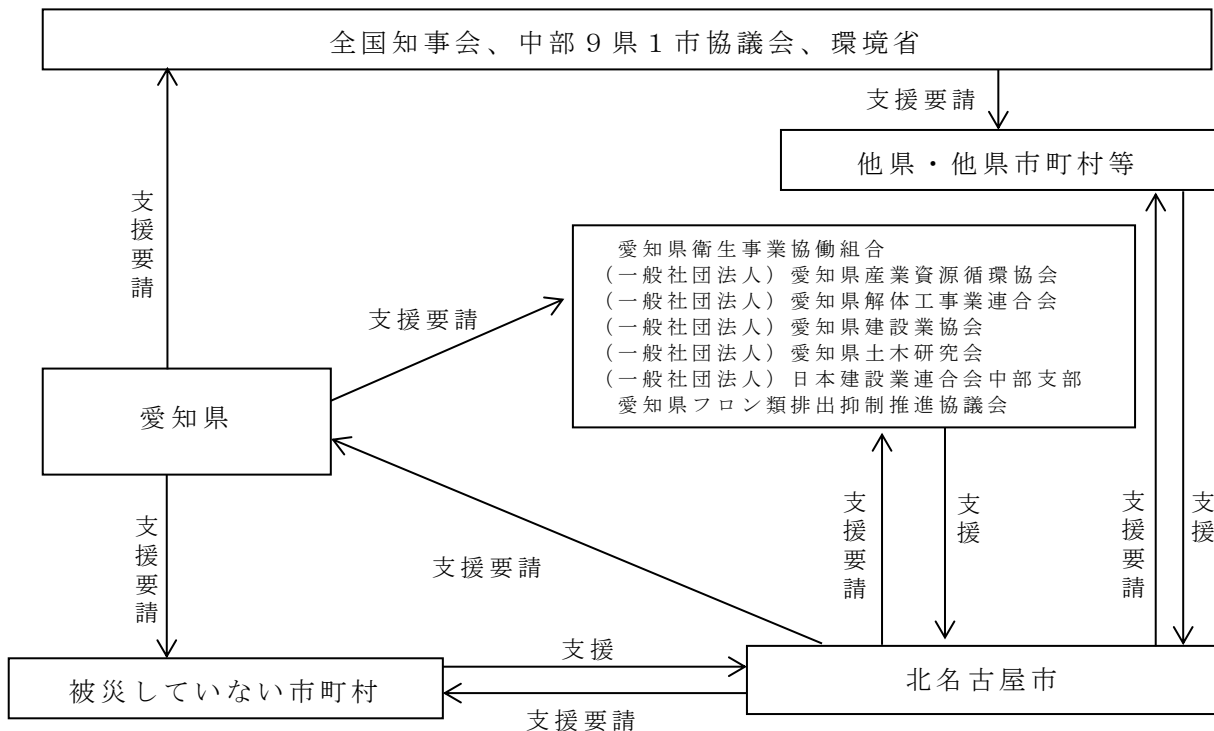
解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

4 応援協力関係

市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで近隣市町と「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市及び北名古屋衛生組合は、自ら廃棄物処理が困難な場合は、他市町村、関係団体又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。

《災害時の支援体制》



第4章 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的にすすめる等、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付する。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第1節 罹災証明書の交付等

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への経済的支援等

1 義援金品の受付、配分

市は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

また、県、日赤県支部、報道機関及び各種団体等から寄託された義援金品においても同様の措置をとる。

2 災害弔慰金の支給

(1) 実施主体

北名古屋市

(2) 支給対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき地震災害により死亡した者の遺族を対象とする。

(3) 支給額

死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他の者は250万円以内とする。

(4) 支給の方法

支給に必要な調査を行い、所要の手続を経て遺族に支給する。

3 災害障害見舞金の支給

(1) 実施主体

北名古屋市

(2) 支給対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき地震災害により、精神又は身体に法律で定める程度の障害を受けた市民を対象とする。

(3) 支給額

障害を受けた者が生計維持者の場合250万円以内、その他の者は125万円以内とする。

(4) 支給の方法

支給の方法については、災害弔慰金に準じて行う。

4 災害援護資金の貸付け

(1) 実施主体

北名古屋市

(2) 貸付対象

「北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために被害の程度、種類に応じて資金の貸付けを行う。

(3) 貸付限度額

一世帯当たり350万円以内とする。

被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

5 補助率

実施主体は、市条例により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあっては、国 2/4、県 1/4、市 1/4 であり、援護資金は国 2/3、県 1/3 となっている。

6 災害見舞金の支給

市は、「北名古屋市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害により居住の用に供する住宅が全半壊（全半焼）、床上浸水又は一時的に居住できなくなった世帯に対して見舞金を贈る。

ただし、災害救助法が発令された場合は、支給しないことができる。

7 被災者生活再建支援金の支給（様式 56）

(1) 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は都道府県で、都道府県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が都道府県により拠出された基金を活用して、支援金の支給を行う。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

(2) 市は、「北名古屋市被災者生活再建支援金交付要綱」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金の支給を行なう。

また、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ写しを送付する。

なお、支給する支援金の 1/2 は県の補助となっている。

8 報道機関、各種団体等が受け付けた義援金品等について

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託される。

9 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を、労働金庫各店を通じて貸付けされる。

10 健康支援と心のケア

「風水害等災害対策計画編 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生 4 健康支援と心のケア」を準用する。

1 1 要配慮者支援対策

(1) 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

(2) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

(3) 外国人への情報提供

国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

1 2 暴力団の参入・介入の防止

各種給付金や義援金の不正受給、暴力団による復旧・復興事業への参入・介入を防止する。

1 3 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

1 4 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯あたり150万円を貸付上限額の目安として、県社会福祉協議会により災害援護資金の貸付けが行われる。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

1 5 災害生業資金の貸付

災害救助法の規定により、同法を適用した市に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、災害生業資金の貸付けが行われる。(様式 62～65)

第3節 住宅等対策

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設や修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。

1 応急仮設住宅・応急修理

「第3編 第18章 住宅対策」による。

2 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設する。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

4 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資が適用され、建設資金又は補修資金が貸付けされる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

第1節 商工業の再建支援

1 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証により融資される。

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定をはかるため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第4編第2章 公共施設等災害復旧対策を参照。

4 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資される。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要の再生産資金が融資される。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資される。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等が融資される。